

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No. 6 1994・12

- グラビア 尚円の田圃 又吉 栄喜
- ＜図書館のサークル活動報告＞……………仲程 早苗（3）
- 浦添市立図書館におけるヤング・アダルトサービス活動の2年半
- 評定所文書覚書（5）……………徳元 剛（11）
- 太平天国に関する琉球の情報収集
- 〔浦添研究〕 龍福寺御焼香の次第について……………長間 安彦（18）
- 〔浦添研究〕 「伊祖の入れ御拝領墓」**調査概要**……………宮里 信勇（27）
- 〔研究余滴〕 県鉄道嘉手納線の開通と甘蔗の販売について……………金城 功（32）
- 〔研究論文〕 **候文物語について**……………徳元 剛（35）
- 短 信（43）
- 「琉球王国評定所文書」既刊分の紹介（45）
- 浦添市立図書館紀要バックナンバー紹介（46）
- 沖縄学研究室寄贈受付図書資料一覧（1992年分）（48）
- 〔史料紹介〕 「大和口上」について……………小野まさ子（56）

浦添市立図書館

尚 円 の 田 圃

地域史協議会の伊是名島での宿泊研修会が10月5日から三日間行われた。教育委員でもあり、民宿の主人でもあり、史跡案内ガイドでも運転手でもある、一日目の夜の研修の講師 I 氏の話し方が吟遊詩人の味わいがあったせいか、たまたま私たちの間で、耶馬台国は琉球にあったとか、尚円は倭寇の一員もしくは子孫だったかもしれないというよもやま話が出て、空想が広がったものである。

二日目は朝から史跡の見学があった。尚円の語りべの I 氏が案内した田圃は奇妙な実在感、青年時代の尚円が月光の下、島の娘たちと恋でも語りながらなんやかんやしたような実在感があった。同じ天下人の豊臣秀吉は小粒で、気がききすぎて、おもしろくもおかしくもないが、尚円が島中の女たちにもて、女が「あたらなく」なった青年たちの嫉妬にあい、島を追出された、というのはとても人間味がある。尚円をなんとなく親しみのおける歴史人物にしている。現在も女性にもてない男性はけっこういるもんだが、まあ、相手が尚円なら…とゆるしてやる気になるもんだ。

だが、尚円のファンの島の女たちが夜中に他の青年たちの田から水を盗み、尚円の田に入れたというのは、恋文や贈り物が残っているわけでもないようだし、事実はせいぜい湧き水が運よく尚円の田の近くにあったにすぎないのだろう。

ただ、国の創始者とか英雄には神とか動物とかの変身譚がつきものだが、尚円の田圃の話は人間的だし、この親密感が人に、史実を解明しようとする動機を生じせしめるケースが多々あるように思う。尚円と田圃が人々の頭の中にこびりつき、島中に田圃が広がる風景が強く思い浮かび、数百万年も前からあったであろう巨大なギタラは尚円が亡くなった後にできたと錯覚してしまうほどになる。マイクロバスの窓から最近できた田圃を見ても感慨が深くなるものである。ひいては伊是名島と聞けば田圃というイメージが固まってしまうのである。このようなイメージは島チャビといわれる水の渴れた島のイメージを払拭し、島の人々に無意識の誇りを抱かせ、現実を変革する力にもなる。

もともと私の頭の中の田圃というのは兵糧米とか年貢米とか、日本歴史と重なっていたが、今、琉球歴史のイメージの中にも濃く定着してきた。これまでは、もしかすると「米は国の宝」だという国粋思想みたいなものが潜在的に染みこんでいたのか、「米」というとどうも、なんとなく、戦前とか戦中（生まれてはいなかったが）を思い浮かべてしまっていたが、尚円の田圃はこのような固定観念みたいなになっていた「米」を相対化した。日本歴史のイメージといえ



尚円の田圃と言い伝えられている史跡「^{さか}逆田」

ば、金丸とか護佐丸という名前は、何か南総里見八犬伝にでも出てきそうだし、大河ドラマ「琉球の風」にも**丸という海賊が出てきたような気がするが、(私の勘違いかもしれないが)このようなニュアンスが金丸(尚円)イコール倭寇という空想につながったのだろうか。しかし、姓も名も一字の尚円という名には妙に琉球をイメージさせられるような気がする。

「歴史」学にはこのような身勝手な空想は災いの元かもしれないが、しかし、まず、このような空想が人を歴史学や民俗学の探求に誘うだろうし、また、こつこつと積み重ねる学問の常道を、ある日ある時ある瞬間にないがしろにし、空想を大きく飛翔させる必要があるのではないだろうか。ニュートンが万有引力の法則を発見したのは、ああでもないこうでもない人間がこねまわした、かたぐるしい、無愛想な物理学とは似ても似つかない、自然が造形した、単純な美しい林檎だったというから、このような空想の飛翔が、これまでの歴史をひっくりかえすような発見をするのかもしれないのである。

空想を飛翔させるためには、例えば、尚円の田圃を彷徨するのもいいだろう。団体視察は頭に入るが、一人の彷徨は心に染みいる。夜中、田圃の畦道にでも座り、酒を飲んだり、ぶつぶつ独り言を言ったりするのは不気味だが、一度ぐらいいはやってみるべきではないだろうか。

土器の破片に光る月の光は古代の光であるらしいから、尚円の田圃の水に光る月にも古代の顔が覗いている、などと考え、泡盛を伊是名島の月に捧げようと思っていたが、不覚にも出かける前に、部屋の中で吞みすぎ、「映像が語る現代の衝撃シーン」なるものを見ているうちに前後不覚になってしまった。

いずれにせよ、観た映画がいかにも真に迫ろうと現実の人生じゃないとさめているように、いかに歴史を空想しようと、歴史学を学問する手枷足枷にはならないと思われる。

伊是名島は吟遊詩人が巨大な叙事詩に託し、語るのによくマッチした島である。島自体が、あれやこれやの空想を遊ばす空間になっているのである。

(又吉栄喜)

浦添市立図書館におけるヤング・ アダルトサービス活動の2年半

仲 程 早 苗

1. はじめに

『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会、1963年）の理論をより具体的に示し、政策化したものとして、『市民の図書館』（日本図書館協会、1970年）がある。その中で、“児童に対するサービスの重視”が提唱されている。海外における図書館での児童サービスに大きく遅れていた我が国の児童図書館サービスが、飛躍的に発展する一因となっている。また、現在の日本の図書館サービスの主流である、サービスの対象を一般・児童の二本立てとする形態が整う主要な要素となったといえよう。社会の変化にともない、図書館活動も変化していく。コンピュータを設置した近代的な図書館が建設され、一般・児童サービスの内容も充実していくなかで、そのサービスの陰に隠れ、取り残された世代が、ヤングアダルトと言われる世代である。

ヤングアダルト（略称：YA）という名称は、米国公共図書館の公用語である。ティーンエイジャーを「子どもと大人の間の世代」あるいは、「子どもでも大人でもない世代」ととらえ、約70年も前からその世代への専門サービスを実践した経験から戦後になって使われた言葉である。日本の公共図書館のヤングアダルトサービスはアメリカのそれを参考に始まったのであるが、その実態調査が1982年に行われ、1983年の全国図書館大会における児童・青少年への奉仕分科会で、初めて公式にヤングアダルトサービスについて論じられた。

日本におけるヤングアダルトサービスの全国的な取り組みとしては、まだ10年を経過したに過ぎず、具体的なサービスが始まったばかりであると言える。そのような状況の中で、浦添市立図書館におい

ても、開館より8年目の1992年4月1日より、ヤングアダルトコーナーを設置し、本格的なヤングアダルトサービスが始まった。それから2年半、浦添市立図書館でどのようなヤングアダルトサービスが行われてきたのか、ここで活動のまとめをし、これからのヤングアダルトサービスの更なる充実をめざすための資料としたい。

2. コーナー設置のきっかけ

浦添市立図書館のヤングアダルトコーナーの設置は、まさに、ヤングアダルト世代の子どもたちの声がきっかけとなった。

コーナー設置以前は、彼等が、書名・著者名等を提示し、求めている資料を明確にしてきた場合は、その資料がどの書架にあるかを確実に案内することはできるが、“何でもいから”自分達向けの図書がないかと図書館へ来た場合（この世代に特徴的である）は、求めている本が何処にあるのか明確に解らない状態にあった。カウンターで職員に問い合わせても、一般室と児童室の両方にあるというあいまいな答えしか返ってこない。事実、問い合わせの本は両方へ配架されているのであり、職員としてもそのように案内するしかない状態であった。たとえ、児童室に資料を探しに来たとしても、小さな子どもや母親たちの中では、居心地の悪さを感じ、すぐに出て行ってしまう。また、最初から自分はもう子どもではないと感じている彼らは、児童室の棚へはなかなか寄りつこうとはしない。

一般室においては、膨大な大人の本の中に埋没している僅かなヤングアダルト向けの図書を探し出してまで読もうとはしない。塾や部活動等で忙しい彼

らは、本を探す時間的余裕はないのである。このような状況の中で、図書館内に設置されている「みんなの声」（意見箱）に、「中学生や高校生向けの本が何処にあるのかよく解らない。わたしたちは図書館のどこへ行けばいいのでしょうか。」という声があがった。日常のカウンター業務の中で感じていたヤングアダルトサービスの必要性が、より具体的な内容で提示されたのである。彼らには行く場所がない。それなら、彼らの行く場所を作ろう。期は満ちていたのである。

3. コーナー設置までの経過

(1) コーナーの概要

まず始めに、ヤングアダルトコーナーの概要について説明したい。ヤングアダルトコーナーは、中央カウンターの脇から奥にあたる一般読書室の一画、A V（視聴覚）コーナーの隣に位置している。この場所は、ヤングアダルトとA Vは切り離せないという観点から、また、カウンターの職員の目に届く範囲内であり、かつ、彼らのプライバシーがある程度保てる場所であるという観点から選ばれた。面積は、13.6平方メートルと小さいが、約3,500冊の図書が配架できる書架の他、ソファ、観葉植物を配置した落ち着いた雰囲気になっている。

コーナーには、ヤングアダルトからの意見を多く取り入れようと、ヤングアダルト通信カードとポストが設置され、利用者同士または図書館との情報交換ができるよう、ヤングアダルトノートが置かれている。また、彼らのイラストや意見が掲示できる掲示板も設置されている。このようなコーナーが出来るまでにどのような経過があったのか以下に記しておく。

(2) コーナー設置の問題点

図書館の中で行き場を探し、児童室から一般室、一般室から児童室へと移動する漂流民だった彼らは、ヤングアダルトの定義である「大人でも子供でもない」という、まさに精神的にも物理的にもそのものズバリであった。

ヤングアダルトコーナー設置の前に重要となるのが職員間の充分なコンセンサスである。職員間の合意が得られ、各担当者間の協力体制を作ることが、コーナー設置後の円滑な運営に大きく影響してくることは明かである。

以下はコーナー設置提案時に職員から出された疑問点や問題点である。

- ① ヤングアダルトサービスの予算化は、現時点では難しいのではないかと？予算的裏付けがないままコーナーを設置してもいいのだろうか？
- ② ヤングアダルト向けの出版物は、新刊で年200冊から300冊程度と思われるが、そのためだけのコーナーを設置するのはスペース的無駄があるのではないかと？
- ③ コーナーを設置するには、スペースと書架を準備しなくてはならないが児童室、一般室ともそのコーナーを設置する書架の余裕はない。
- ④ 対象年齢は何歳とするのか？コーナーを設置することにより、そのコーナーだけの利用になってしまわないか、また、他の図書への興味を絶ってしまうのではないかと？コーナー設置にはそれらをカバーし得るだけのメリットがなければならぬ。

(3) 問題点の解決

コーナー設置前に出された様々な疑問点、問題点を話し合うことが、結果的に職員のヤングアダルトサービスに対する認識を高め、協力体制を強化することとなった。前述したコーナー設置前の疑問点、問題点については次のような解決、或いは、同意が得られた。

- ① 図書購入費の減少している現時点での、ヤングアダルトサービスの予算化は難しいため、既蔵の児童・一般図書より、ヤングアダルト向けの図書を選書、それを別置することを先決とし、新刊については、児童書・一般書の予算で補ってもらおう。

別置図書は、固定ではなく流動資料として捉えることとする。固定でなく流動資料としたことには、利用されない図書がそのまま書架に残る

ことが少なくなり、少ない書架で多様な資料の情報が得られると言うメリットがあるためである。しかし、資料の入れ替えは利用者に混乱をまねかない程度とする。

- ② コーナーを設置するために必要な場所と書架の確保であるが、児童室・一般室の中では、たとえコーナーを設置しても、彼ら自身がその場所で疎外感を持っている場合は、利用されにくいのではないかと考えられた。その時点で、彼らの利用の多いＡＶコーナーへの設置が望ましいとの意見が出され、ＡＶコーナーには、デッキなどの配置を変えることで、コーナーを設置するスペースが得られることが解った。さらに書架については、カウンター内に、リクエスト図書・録音図書等が配架されている書架があり、各担当の了解が得られたことにより、約3,50冊の図書を配架できる書架の確保がなされた。

職員間に、ヤングアダルトサービスが図書館全体の問題として認識され、協力体制が出来てきた良い例である。

- ③ コーナーを設置することは、一般の利用者のヤングアダルトに対する理解を得ることが出来るという利点がある。群れて行動することの多いヤングアダルト世代は、どちらかと言うと、他の利用者からは邪魔な存在であったに違いない。しかし、コーナーを設置することにより、彼らには、彼らの読みたい本があり、それを求めて図書館にきている目的が有るのだということを、理解してもらうことが出来るメリットがある。

次に、対象となる年齢についてであるが、開館から8年が過ぎ、図書館利用が減少傾向にある中学・高校生を中心にサービスを行い、さらに、その世代の予備軍である小学校高学年生、また、大人の読書への橋渡しの意味も込め、大学生までをその対象とする事に決定した。

(4) 資料の収集方針

資料の収集方針であるが、以下は、コーナー開設当初に作成されたものであり、現時点では不備また

は改善すべき点も多くあるが、ここではこのまま記すことにする。

① ヤングアダルト資料

ヤングアダルトへのサービスは、子供から大人の一連のサービスの一環として考えると同時に、子供とも大人とも違う独自の集団として客観的にとらえるべきであり、図書館の児童サービスと大人のサービスの谷間にあって、十分な読書サービスを楽しむ出来なかった世代に對し對面し、適切に對処する。

② 図書資料

ア) 情報社会である今、新鮮な情報を求める若い人たちのため、生活や娯楽のための情報をテーマとした図書を幅広く収集する。また、長い間深い感銘を与え読みつがれた本、人生の先輩として大人や先生、親が、若い人に進めたい本を収集し、幅広い読書の世界を紹介する。

○児童図書、一般図書の中より、ヤングアダルト向けと思われる図書について選書し、コーナーへ別置する。

○一般向けのマンガについては、ヤングアダルトコーナーにて別置する。

○リクエスト、あるいはヤングアダルト図書について、独自の選書システムを作り、常に問題意識を持つ。

③ 映像、音楽、雑誌資料

ア) 多様なメディアに精通し、それを使いこなす若い世代に對しその欲求に答え得る資料を収集する。

○映像、音楽テープ、雑誌については、ヤングアダルト世代に限らず、子供から大人まで要望が多い資料のためコーナーへの別置はしてないが、それについては、今後の課題としたい。

(5) コンピュータへの情報入力作業

様々な問題点がクリアされ、さらに職員間の合意が得られ、資料の収集方針がまとまった時点で、コーナー開設が1992年4月とすることに決定された。し

かしその時点で、コーナー開設までに約3ヶ月程の準備期間しかなく、資料の準備を急ぐことになる。

資料の収集方針に基づき抜き取られた本は、利用者が端末機において検索した場合、それが何処の場所の書架に配架されているのかが一目で解るようにしなければならない。そこで、コンピュータへのロケーション(場所)情報の入力が必要となる。ロケーション情報は、コンピュータのメモリの関係上、8文字に設定されているため、コーナーのロケーション名は、“Y・Aコーナー”と決定された。

次に、図書目録等の各種帳票がコンピュータで作成出来るよう、図書の請求番号に別置記号の“Y”を入力する事。また、利用者の要求に幅広く対応できるよう資料件名を入力する事が決められ、開設までに、約3,000冊の資料のコンピュータへの情報入力作業がおこなわれた。

資料の件名については、準備期間が短いせいもあり、情報入力者の主観に負うところが多く、計らずしも市立図書館独自の件名標目作りの必要性を認識することとなった。

市立図書館では、1994年7月にコンピュータのバージョンアップが行われ、コンピュータの情報入力に多少の変化があった。現在、利用者へのサービスの向上を目指し、多方面からの検討が行われている。

(6) 資料の装備

コンピュータ情報が整備され、端末機での検索が可能となったが、一般図書や児童図書の中から集められたヤングアダルト向けの本は、ラベルが違い、請求記号も違っている。コーナーの図書が返却された場合、コンピュータで管理できるようにチェック機能を持たせたとしても、手違いで再び児童室の書架か、或いは、一般室の書架へ流れるのは避けられない。

コーナーの別置本が、視覚的にも一目で認識出来るようにするため、別置シールを貼ることになった。色はブルー、貼る位置は分類ラベルの上へ平行して貼ることに決定。図書資料の背部分の情報が部分的に見えなくなるデメリットもあったが、あえて装備することにした。ヤングアダルト資料の新しい分類

ラベルも検討されたが、いずれ、一般室・児童室の書架へ戻される資料もあるため、別置シールでの対応が妥当とされた。

(7) 書架配置

資料の情報入力、装備作業が行われる中、書架のコーナーへの移動設置も行われた。また、単行本・文庫本・大型本等、様々な形態の資料が配架出来るように、一部固定式であった棚板を全可動式にするための作業が行われ、少ない書架の有効な活用が出来るようになった。

次に、別置準備の整った図書資料の書架への配置であるが、コーナー開設から一年は、主題別配架の方法を取っていたため、職員間においても、図書資料の配架違い等の混乱が生じ、現在は、分類別配架となっている。人気の高い文庫シリーズ等は、まとめて配架した。

移動図書館においても、ほぼ同じ条件でヤングアダルトコーナーの棚を設置することになった。

4. 利用状況の推移

コーナーの利用状況を把握し、分析することは、サービスの充実につながる。そこで、ヤングアダルトコーナー開設から2年間の利用状況の推移を、表1.13～18歳の年間利用者数の変化と、表2.児童図書の年間貸出数の変化で見ておきたい。

表1では、減少傾向にあった13～18歳の利用が、ヤングアダルトコーナー設置の1992年度には、開館以来一番多い利用者数となったことが解る。

利用者の増加の原因が、コーナーの設置だけにあるとは言えないとしても、その大きな要因となっているのは明らかである。

次に、児童図書の貸出であるが、ここでも年々減少していた貸出冊数が、1992年度には増加している。ヤングアダルトコーナーの図書資料は、種別では、全体の3分の2が児童図書資料となっており、人気の高い文庫などが多数配架されている。ここで数字で示すことは出来なかったが、コーナー別置の児童図書の回転率が他のそれよりもかなり多く、利用の

増加につながったことが予想できる。

以上、表1.2だけのデータでは、予想の範囲をでない結果しか得ることが出来なかったが、新コンピュータ導入により、より確かなヤングアダルトサービスの状況が把握出来ることになるであろう。

表1 13～18歳年間利用者数の変化

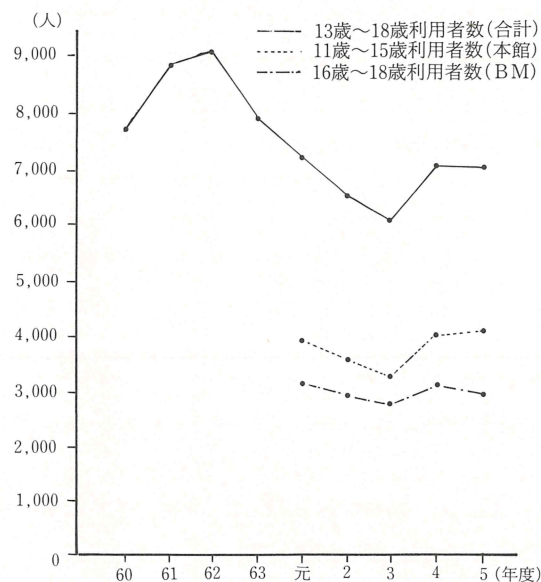
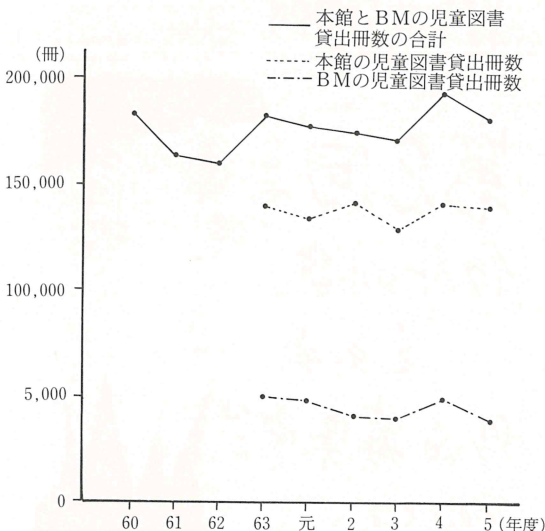


表2 児童図書年間貸出数の変化



からの公共図書館の重要なサービス課題であるが、ヤングアダルトサービスの中でも重要なポイントとなる。

学校図書館の司書は、ヤングアダルト世代と毎日のように直に接し、サービスを行っている。ヤングアダルトサービスについては、ベテランである。実践的なノウハウを持っている学校図書館司書の方からのアドバイスや情報は貴重であり、学ぶべき点が多い。市立図書館では、コーナー開設の1カ月前に学校司書との交流会を設け、そこで、市立図書館と学校図書館の連携について話し合い、それを強化していくことが、確認された。

これまで交流会においては、様々な話し合いが行われてきたが、その一つが、レファレンス業務の協力体制の整備である。学校－市立図書館間のレファレンス用紙についてその案が出されており、ここに示すのがそれである。現在、ファクス等での試験的な利用が行われている。

浦添市立図書館・学校図書館レファレンス申込書(案)

申 込 日		年 月 日	
学校名:		電 話	
氏 名:		FAX	
質問事項 (文書・口頭・電話)			
	情報源(何という資料に書かれていたか、それを知ったのは何からか)		
回答・参考文献 (文書・口頭・電話)			
他機関依頼 (○紹介先 ○照会先)			

処理経過
(イ) 処理済 (/) (ロ) 処理中(回答予定日 /) (ハ) 処理不能

5. 学校図書館との連携

学校図書館と公共図書館の協力体制作りは、これ

浦添市立図書館・学校図書館 予約・リクエスト申込書（案）

▼太わく内を記入し、職員に直接お渡し下さい。

質 問 日	年 月 日
書 名:	
著者名:	
出版社:	
上記の本が有りますか？	
回 答: (有・無)	
書 名:	
著者名:	
出版社:	
上記の本が有りますか？	
回 答: (有・無)	
回答	予約をする場合は、右の申込書に記入して下さい。
有	
無	図書館で所蔵していない本は、購入して提供します。 (希望する場合申込書に記入) 〈選書会議にて購入の決定がなされます。〉

資料が準備できしだい本人に直接連絡いたします。

カード番号・住所・電話番号は、忘れずに記入して下さい。

予約・リクエストカード	
平成 6 年 月 日	
なまえ	☎(自) — (職) —
カードばんごう 1000	じゅうしょ
ほん・CD・テープ・雑誌・マンガ・かみしばい	
ほんのなまえ *雑誌とマンガは予約のみ	
かいだひと かしゅ	出版社

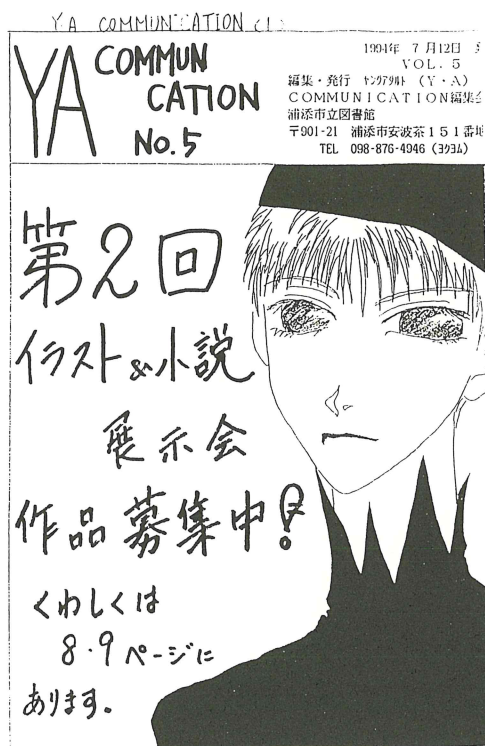
検索	未所蔵・所蔵	図書コード	分 類	所蔵数
貸出中	1000	返日H	年 月 日	
館内有	1000	返日H	年 月 日	
その他	開架 閉架(2F・全集) BM 別置全集 YA			
入力	予約	番目	受付者	
対処	督促 館内探 選書 相互貸借()	処理	貸出 期限切れ 断り キャンセル 月 日	

6. Y・Acommunication編集会

ヤングアダルトコーナーにてあげられた彼らの意見やイラスト・ポエム等を、コーナーだけでなく広く利用者に知ってもらう。また、新刊の紹介、図書館の催し物や利用法を載せることにより、図書館へ来ることを躊躇していた子どもたちにもアプローチ出来るのではないかと考え、Y・Aコミュニケーション(ヤングアダルト向け館報)を1993年2月より発行している。編集員を募集し、利用者と職員の二人三脚で編集している。B5判16ページの形態にまとめ季刊号として発行、市内の学校図書館にも配布し、学校でも利用者が手に取れるようになっている。季刊発行としたのは、編集会のメンバーは中・高校生が中心であり、学校の休みの日曜日等を編集会の日としているため、全員の参加が難しく、また、編集作業にはかなりの手間がかかるためである。季刊号では、新刊情報提供に関してあまり機能しないため、他に新刊情報誌作成等についても、検討すべきであろう。

編集会では、ヤングアダルト向けの催しの企画も

行っており、1994年3月には、第1回ヤングアダルト・イラスト&小説展を開催した。



7. サークル発足——活動状況

ヤングアダルトサービスを展開していく上で、そのサービスについて他の世代にも理解してもらうことは重要なポイントである。コーナー開設から一年後の1993年4月、ヤングアダルト世代の子供をもつ親や、学校図書館司書、職員をメンバーとして、「ヤングアダルトの本を読む会」が発足した。

サークルの活動は、毎月第一土曜日、午前10時30分から午後12時までである。場所は、市立図書館の会議室。活動は、年度始めにヤングアダルト向けの本の中から選書を行い、年間の読書計画を決定する。毎月の担当を決め、担当者はレジュメを作成、発表を行い、その発表をもとにメンバー全員で討論する内容となっている。以下は、平成5年度から平成6年度前半の読書計画の内容である。

「ヤングアダルトの本を読む会」

平成5年度～平成6年度前半読書計画内容

平成5年度	4月『ムーミン・シリーズ』
	5月『ゲド戦記』
	6月『ナルニア国物語』
	7月『文庫シリーズ』
	コバルト文庫・X文庫
	スニーカー文庫等
	9月『冒険者たち』
	10月『江戸川乱歩推理シリーズ』
	11月『パディントンシリーズ』
	12月『だれも知らない小さな国』
	1月『詩』
	2月『ふつうがえらい』
	3月『火の鳥』
平成6年度	5月『イソップ物語』
	6月『ドリトル先生』
	7月『空色勾玉』
	9月『大地の子エイラ』

8. 結びにかえて——今後の課題

ヤングアダルトコーナーの設置から約2年半、試行錯誤を繰り返しながら、さまざまなサービスを展開してきた。それらのサービスについては、少なからず不備や反省点はあるが、サービスの目新しさもあり、利用者の反応も良い。まずまずの成果が上げられたものと思われる。しかし今後は、確固たる理念に基づきサービスの維持と発展を目指していかなければならない。そこで最後に、今後の課題を整理し、今後のサービスの指針としたい。

(1) 学校図書館とのオンライン化

前述したように、ヤングアダルトサービスを展開する上で学校図書館との連携は、重要なポイントとなる。今後、学校図書館における電算化が進むことは明白であり、市内においても現在、小・中・高校各一校が電算化を完了している。電算化により、より細かいサービスを展開することが可能となるため、学校図書館とのオンラインは早急に検討すべき課題である。

(2) 配送サービス

オンライン化と付随して必要となるのが配送システムの確立である。学校図書館では、図書館司書は一人でその運営にあたるため、時間的あるいは物理的な制約がある。それらを考慮すると、配送サービスはぜひ必要となる。確実かつスピーディーな資料提供のために早急に実現したい。

(3) ヤングアダルトサービスの予算化と専任化

ヤングアダルトサービスは、児童サービスの担当者が兼任で運営されてきたが、児童サービスはそれ自体図書館サービスの中で重要な位置を占め、日常の業務も煩雑かつ膨大である。職員数も増え各サービスの整備が進んでいる現時点において、ヤングアダルトサービス担当の専任化を検討してもいい時期にきていると思われる。

予算化に付いては、図書購入費が減少している現時点においては、難しいと思われるが、年間200冊か

ら300冊と言われるヤングアダルト本を選書し購入できる費用は何とか念出し予算化したい。

(4) ヤングアダルト向け催しの企画

児童向け、一般向けの各種行事、催しが充実している中で、ヤングアダルト向けの行事がほとんど企画されていない状況である。わずかに、ヤングアダルト編集会が企画した、「ヤングアダルトイラスト&小説展」や、近隣の中学校のクラスが、手作り劇を上演したにとどまっている。今後、ヤングアダルト向けの催しの充実を図りたい。



太平天国に関する琉球の情報収集

徳 元 剛

1. 太平天国と秘密結社

清朝末期に起こった太平天国の乱（道光30～同治3年）に関する情報は、進貢使や異国船の乗組員から琉球へ伝わり、また琉球を通して大和へも伝えられていた。「琉球王国評定所文書」は、その戦乱状況について詳細な記事を提供している。

太平天国は、別名「粵匪」「長髪賊」とも称される。『新字源』（角川書店）によれば、「粵省」は広東、「両粵」は広東・広西両省、「匪」は悪者を意味するので、「粵匪」を解釈すれば「広東・広西の悪者」となる。太平天国の天王ならび拝上帝教の教祖である洪秀全が広東の花県出身、太平天国が武装蜂起したのは広西の金田村なので、そう呼称されたのだろう。「長髪賊」は、太平天国はじめ反乱に参加した賊党が、清朝を興した満州族の弁髪（べんぱつ）の慣習に反対して髪を延ばしたところから、そう呼ばれたという。太平天国の大勢を占めていた客家は、風習こそ独特だが、漢民族に含まれるらしい。「滅満興漢」をスローガンとする太平天国であれば、満州族の慣習である弁髪を廃するのは至極当然のことである。「琉球王国評定所文書」にも「長髪賊」と記されている文書がある。そもそも「粵匪」「長髪賊」は、体制側の清朝による呼称だろう。進貢国の琉球も、宗主国側の呼称にならって「長髪賊」と文書中に記していたわけである(1)。

清朝は、対外的にはアヘン戦争（道光20～22年）を契機とした西欧列強国の進出、対内的には「滅満興漢」を掲げた太平天国とその便乗勢力の暴乱と、内憂外患の状況だった。一方琉球は、ベッテルハイムの当地滞在、イギリス・フランスの修好条約締結

要請（琉球側ではほぼ強制と受け止めていた様子である）と、これまた対外政策に苦慮していた時期である(2)。

『琉球王国評定所文書』第8巻収録の1510号文書「子秋走進貢船帰帆日記」（咸豊3年）によれば、ベッテルハイムの当地滞在を由々しく思っていた琉球は、彼の国外退去に関する請願を行うつもりで、咸豊2年秋進貢を兼ねて清朝に使者を派遣した(3)。しかし、当時中国は兵乱状況にあった。「大清広西表之義一昨年より兵乱差起候由」（『琉球国王評定所文書』第8巻P48）と記されている。

これは太平天国の乱を指している。他の箇所には「広西兵乱の儀、柳州馬平県と申所へ嬌婦罷在、有財之者にて石炭を作致商売候処、所之府官より押て石炭上納申付及難渋候付、党を結居候賊匪洪清泉・洪秀泉と申者共、右難渋之機に乗り兵乱を起官兵も不憚致合戦」とある。ここには「広西兵乱」（太平天国とそれに便乗した秘密結社の蜂起）が起こった次第が記されているわけだが、この次第については明らかでない。「洪清泉・洪秀泉」という人物についても不明で、もしかしたら「洪秀全」の誤りかもしれない。何にしても今後の課題ではある。

『琉球王国評定所文書』第10巻収録の1527号文書「従大和下状」（咸豊5～6年）の文書番号「二百五十四」によれば、咸豊4年の秋、琉球は清朝に進貢・謝恩使を派遣している。しかし当時中国は、太平天国の蜂起、各地の賊党の暴動といった戦乱状況にあったために、使者は福州で足止めを喰うことになった。翌咸豊5年8月ようやく北京行きを許可され、同7日使者は福州を出立した。賊党を警戒して通常のルートを変更しながら、11月23日北京に到着した。

この文書は薩州琉球館聞役・在番から摂政・三司官へ宛てられたもので、咸豊5年の進貢使上京の次第と、太平天国の乱についての情報を受け取ったとの報告である。2つの「覚」がその後に続いているが、1つは上述した上京の次第についてで、もう1つは太平天国に関する情報である。これが薩州琉球館経由で大和に伝えられた。

『香港黒社会』（石田収：著、ネスコ、1994年）は、特に香港・中国南部（広東・広西）・台湾の秘密結社の活動について述べている。もともと中国の秘密結社というのは、時の権力者に対する弱い立場の人々の、相互扶助を目的とした共同体とでもいえるもので、権力に対抗する立場上、自然地下に潜ることになり、秘密結社になったという。太平天国が1850年広東において暴動を起こした時、各地の秘密結社もそれに便乗した。

『琉球王国評定所文書』第8巻に収録の1510号文書「子秋走進貢船帰帆日記」（咸豊3年）には「福建省之内漳州府へ小刀会と申数百人党を結致盜賊」（P49）とあり、小刀会という秘密結社の名が登場している。『香港黒社会』によれば、太平天国の蜂起に絡んで、中国各地に数百という秘密結社が興亡したという。小刀会もその中の1つと考えられる。しかし、『大漢和辞典』（諸橋轍次：著、大修館書店）には「清代の秘密結社の一。排外思想團の一派。流儀は概ね紅槍會・大刀會に似、白蓮教を信奉す。光緒中、獨逸が膠州灣を占領したことに對して起り、山東人が多くこれに加はつた」とある。これはドイツの膠州灣租借（光緒24年）のことだと思うが、それより45年も前に小刀会と称する秘密結社があったことになる。「子秋走進貢船帰帆日記」の小刀会と『大漢和辞典』のそれとは何らかの関連があるかもしれないが、今のところ明らかでない。もちろん組織名が同一だというだけで断定はできないが、とりあえずここに示しておく。

『香港黒社会』によれば、太平天国と共闘した秘密結社の中には、天地会・哥老会があるそうだが、「琉球王国評定所文書」には今のところその名は出てこない。「琉球王国評定所文書」には他に、中国南部の沿岸、特に福州沖に海賊が出没するため、中国

に使者を派遣する際に危険だという意味の記述があるが、それらも太平天国の乱で興亡した秘密結社の中の1つかもしれない(4)。

「滅満興漢」を掲げて清朝に敵対したのが太平天国といわれるが、それと共闘した秘密結社は「反清復明」をスローガンにしていたという(5)。双方ともその目指すところは似ており、「滅満興漢」「反清復明」とは、満州族の王朝である清朝を倒して漢民族の王朝を興すこと、或いは漢民族の王朝である明朝を復活させることを意味している。太平天国と秘密結社が共闘できた背景には、こういった中華思想があったといわれる。『中国人』（孔健：著、総合法令株式会社、1994年）によれば、漢民族の中華思想は、「中国五千年の歴史」＝「漢民族王朝の興亡の歴史（元朝・清朝を除く）」との自負心に基づくものだという。この中華思想によって、清朝を倒す大義名分が生まれ、太平天国と天地会をはじめとする秘密結社が共闘し得たのだろう。

〔注〕

- (1) 太平天国についての著として、『中国の大盜賊』（高島俊男：著、講談社現代新書、1989年）を挙げておく。第4章が洪秀全に当てられている。入手しやすいし、楽しい読み物である。
- (2) 『琉球王国評定所文書』第10巻収録1524号「御状案書」咸豊5年分に「去歲当国へ亞米理幹國船來着、和交等之儀頻申掛、再三理解相断候得共不聞入以暴怒押付、小邦危急迫無是非提督申立之箇條書へ総理官等印押調相渡」とある。これは琉米修好条約（咸豊4年）のことである。また同じく第10巻収録1527号「従大和下状」に「同十二日官人并兵率貳百三十餘人致上陸、約定書取置候付即可致決着旨、甚猛威を示し種々申置候」とある。これは琉仏修好条約（咸豊5年）のことである。
- (3) 『琉球王国評定所文書』第8巻収録1510号「子秋走進貢船帰帆日記」解題（糸数兼治）参照。
- (4) 例えば『琉球王国評定所文書』第8巻収録「子秋走進貢船帰帆日記」に、その対応策に苦悩する様子が記されている（P48）。
- (5) 『香港黒社会』第8章「中国秘密結社の歴史と現

状」参照。秘密結社の政治性という視点で述べられている。しかし、高島俊男『中国の大盗賊』では、その政治性に対する疑問が出されているようである。いささか毒舌的な著なので、真意のほどは定かでない。

2. 「評定所文書」中の太平天国関係記事

太平天国が亡んだのは、同治3年のことである。現在「評定所文書」の編集刊行事業は継続中であるから、まだまだ「評定所文書」の中に、その関係の記事が出てくる可能性がある。

以下に、「評定所文書」に出てくる太平天国に関する記事を抜き出しておく。関係記事は、ここに紹介するものだけではない。わりと太平天国の動きが見えてくるような、また、事件として連続性があるような、そんな記事を拾い上げたのである。

なお、末尾に太平天国関係地図を付した。記事を読む際の便宜に供したい。

「子秋走進貢船帰帆日記 咸豐三年」
(第8巻P48～)

本文御在番所并川上式部殿・産物方御目附衆へ御鎖之側久手堅親雲上を以御届済。

大清広西表之儀一昨年より兵乱差起候由。如何様之訳より兵乱起候哉、いまたに不相止候哉、且海賊も夥敷蔓候由、何と申所之辺海賊甚候哉、尤広西は広東境にて広東総督支配之場所に候由、当分之総督仕置沙汰威勢彼は何様之由に候哉、勿論広東は異国人共集会之場所、代替後異国一件諸所嚴重に取締向手も相付候哉に相聞へ候。弥其通に候哉又は嘆人共于今勢を張唐よりも押へ付兼候体に候哉、且五口之通商頭之嚴約に背き境を越し、何ぞ自儘成体之事共は無之候哉、将又広西表之兵乱或海賊蔓候を嘆人共何歟と唐之隙を伺候様子共は無之候哉、河口通事共へ隠密に申付両広行商人等慥成者へ不差障様申合、当分之様子細々聞合、其外何ぞ違変等敷様之儀共聞及も候は、委聞合可申上旨被仰渡趣

承知仕、於唐承合候趣左に申上候。

一、広西兵乱之儀、柳州馬平県と申所へ嬭婦罷在、有財之者にて石炭を作致商売候処、所之府官より押て石炭上納申付及難洪候付、党を結居候賊匪洪清泉・洪秀泉と申者共、右難洪之機に乗り兵乱を起官兵も不憚致合戦、夫より方々擾乱漸々勢兵相増、広西より湖南・湖北・武昌・漢陽・安徽・南京等之所打取、当分南京之省城へ罷在合戦有之候由。

一、海賊之儀いつ方へ甚候とは不相知、海辺方々横行往通之諸船荷物共奪取候体相見得候由、去年八月より九月初迄は福州五虎門外へも賊船数十艘相集、諸所往還之諸船荷物掠取候付、福州兵船数十艘文武官人乗付被追放、且当三月にも浙江省之内羅湖と申所之辺へ賊船十艘餘横行有之候を嘆人共相戦、賊船三艘乗込百人餘捕付福州官人へ引渡候付、餘は逃去右捕付候賊人共は死罪被申付候由、賊船三艘福州南台と申渡唐船杯繋置候場所へ挽廻置候を、琉人共にも見分仕申候。

一、広東は異国人群集之所にて総督・撫院も人柄之撰被入念候由、此前之総督徐廣縉と申人にて仕置彼是嚴重之段取沙汰有之候処、広西兵乱付大将被申付南京へ被差越候処、何様之誤共有之候哉、先月比役儀被召迦跡代之総督彼所之撫院葉名琛と申人へ被申付候処、是又嚴重之人にて威勢彼是人柄之段取沙汰有之候由。

一、唐代替後異国一件諸所嚴重取締向漸々手を被附候様相見得候処、広西兵乱盛に相成当分天下騒動故にて候哉、異国人共取扱方何そ以前に替候儀は無之由、且異国人共にも于今勢を張、唐よりも押へ付兼候体に候得は五口之通商頭之嚴約に背き境を越、自儘成体之儀共は無之由、尤広西兵乱に付ては嘆国火輪船唐より相雇賊匪共致征伐、且前条申上候通嘆船より賊船三艘捕付唐へ引渡候儀共有之、右等を以は兵乱海賊等付て何歟と唐之障を伺候儀は無之様相見得候得共、内慮之程相知不申由。

一、福建省之内漳州府へ小刀会と申数百人党を結致盗賊、当三月県官より右之賊曾捕付籠舎申付候

処、先月初に至ては賊人共県官衙門を破官人共打殺賊酋を助、夫より人家倉庫を掠致擾害候付、同十九日諸官人兵を率差越制方有之候得共、官兵も不憚致合戦候由。

- 一、同省之内延平府九龍山之賊盜商客を掠候付、制方として諸官兵を挽差越合戦有之、賊匪共百人餘打取候得共、官人并官兵も数十人被打亡、当分迄合戦有之由。

右之通河口通事共より承申候。且又七・八ヶ年跡朝鮮国へ仏・暎人共追々差越、暎国よりは暎人残置候処、朝鮮国より使者を以唐へ願立列帰候由、其後彼地へは夷人共何そ子細等敷様子共は無之候哉、於北京礼部之取次官其外手便を求細々聞合可申上旨被仰渡趣も承知仕、進貢使上京之上聞合可申上と申談置候間、彼方より申上筈御座候。此段申上候。以上。

丑五月 浜川親雲上
小祿親方

「案書 咸豐四年」(第8巻P182～)

- 一、去々秋渡唐之進貢使譜久村親雲上・大夫瑞慶覧親雲上、北京勤方相濟下京之中途、兵乱に付通路差支建寧府迄罷下居候段は、去夏御届申上候通にて、右障に付ては脇より通路有之候処、峻嶮殊不人足之所に付、荷物は建寧府へ預置可罷通由、伴送官より相談有之候付、身廻荷は預け賜物計宰領にて、五月十日小舟より建寧府出楫、同廿八日福州琉球館屋下着、此砌よりは右之兵乱相治候付、伴送官より建寧府へ差遣、預置候身廻荷等都て無出入送來為申由。

- 一、唐兵乱に付、去秋接貢船より安否伺之咨文差渡、於唐都合次第差出候様可仕段は、去年八月付を以御届申上候通にて、於唐河口通事共へ致吟味候処、賊乱之儀に付省々之總督・撫院より安否伺被申上候儀無之、此儀好事にて無之所より右通之次第、然に安否伺之咨文差出候ては却て都合向不宜段有之候付取止候由。

- 一、広西より差起候賊兵漸々盛に相成、去年三月比には南京等被奪取、官兵数万を以防方被申付候

得共、賊兵勢ひ強く于今勝敗相分不申、右組合之餘賊方々へ攻掛、去年三・四月以来湖北省・湖南省・江南省・山東省・直隸省之内にも被奪取候州県及過分、其外所々盜賊蜂起にて官役・商人・旅客等を劫し候付、是又官兵を以折角制方被申付候由、福建省所々へ為差起賊兵共は撫院被差越被打平候由。

右之通勢頭・大夫并存留より申出有之候。先早々此等之段申越候。以上。

寅六月四日 池城親方
座喜味親方
佐久真親方
大里王子

新納太郎左衛門殿
具志川親方
嘉手納親方

「案書 咸豐四年」(第8巻P195～)

清国兵乱之儀、広西之賊兵去年三月比には南京等奪取、官兵数万を以防方被申付置候段、在唐之存留聞合問合之趣は去夏御届申上候通にて、其後賊勢弥盛に成立去年冬より当年に至ては、湖北省・湖南省・江南省・山東省之内各兩三州宛攻取、且去冬は直隸省之内天津府相困為申由、且右省々之外にも土賊聚り竊に通行之官役・旅客を劫し候付、官兵等より折角制方有之候由、且福建省も去年四月以来所々賊兵起候処、同八月撫院被差越打平け被罷帰候得共、賊首は取逃せ候付今以時々賊人共相集擾乱有之候付、官兵等折角相制候由、河口通事共より承候段、此節在唐之存留より申越有之候。別紙差越候間此段可被申上候。以上。

寅六月十二日 池城親方
座喜味親方
大里王子

新納太郎左衛門殿
具志川親方
嘉手納親方

清国之儀、去戌年広西表より差起候賊乱漸々盛に相成、当分にては一統及騒動、進貢使去年下京之通路等差支相滞居候段、去夏帰唐船便より相知、就ては清朝安否伺之儀沙汰無しには難成、先例も有之候付去秋接貢船より布政司迄咨文被差渡、於唐都合次第右安否伺之咨文差出候様可仕段は、去年八月御届申上置候通にて、接貢船唐着之上進貢使譜久村親雲上・大夫瑞慶覧親雲上より河口通事共へ致吟味候処、賊乱之儀に付省々総督・撫院より安否伺之儀無之、此儀好事にて無之所より右通之次第、然に琉球より安否伺有之候ては決て都合向不宜、賊勢被打敗天下静謐相成恩詔被賜候節、表文を以慶賀并安否伺被差遣候方可宜段申出候付、布政司・掌案共迄は内分習請候ても可相済哉是又申談候処、右様之事極内込も掌案共へ習受候ては至て可差障段達て申出有之、依之役者中へも致吟味、都合向と申却て差障候ては不相済事候付、右安否伺之儀は取止咨文此節持帰候段、譜久村・瑞慶覧帰帆首尾申出有之候間、此旨被聞召置被下候様宜被申上候。以上。

寅六月二十五日

池城親方

座喜味親方

大里王子

新納太郎左衛門殿

具志川親方

嘉手納親方

「亜人来着に付日記 咸豊三年」

(第8巻P403)

今日、板良敷里之子親雲上泊にて来着亜国船小官相逢、来着之様子相尋候砌、中国兵乱之形行をも相尋候処、当分は寒中にて合戦取止、大平王は南京城相守居候段為申由、是又板良敷申出有之、御仮屋方へも御届申上候。此段致問合候。以上。

十二月十四日

久手堅親雲上

「亜人来着に付日記 咸豊三年」

(第8巻P411)

・・・・・・(前略)

一、右之央護国寺逗留之唐人罷出、板良敷里之子親雲上相逢度申出差遣候処、右唐人より、先刻亜船乗頭共寺罷出居候砌、此唐人参候処異国人之姿に相成候を伯徳令見候て、逗留唐人も異国姿に改候様申候付、何様之申分候哉と問越掛り候処、大清国は追々大平王に可被打亡、大平王は耶蘓之弟子にておのつから姿を改可申、早々相改可宜と申候付、殊之外怒り差発無名之賊軍何様相働候ても大清を亡し可申哉、万一大清亡候は、共に相果可申、異国之姿に相成候儀曾て不罷成と段々致口論、自然伯徳令より手を懸候は、屹可致打擲と彼者腕を掴み候処、伯徳令には静に相成候付致勘忍候。右通之次第にて同居いたし候儀不罷成候間、此公館へ相住居させ呉度、左候は、此中滞船之亜船は八・九日比には如上海致出帆候段、居合之唐人より承候間、右唐人中入を以乗頭致相談右船より早々帰帆可仕と申、早速居合之唐人便船之儀、乗頭へ宜申入此便致帰国候様取計呉度頼入候由、随分乗頭へ可致相談と請合候由、板良敷より逗留唐人へ、此公館は平日公務取扱いたし候所、其上当時亜官等にも不断罷出候付、此所へ住居させ候儀何共不相調候。尤御方には此便帰帆之考にて候は、嘆人と和談有之候て乗頭頼入不申候ては、却て帰国之故障相成筈候間、随分相忍居候様段々加相談候得共怒不相止、右様之者とは同居不罷成何卒住居させ呉候様にと日入時分罷帰候由。

附、逗留唐人より右亜船乗合之唐人へ、其方には異国人之姿に相成居候得共心は不相変様、尤此国は大清へ進貢之国柄、国王は則皇帝之御子同前之筋候間、何篇此方之為筋取計候様為申由。

右通板良敷并通事共首尾申出有之、右付逗留唐人嘆人と口論之形行は、寺詰包丁人相尋候得は、

口論は為仕事候得共訳合は相分り不申、尤下遣唐人よりは通事唐人衣裳不自由有之、逗留難成候間来着亜船帰帆之砌便船を以帰国させ呉度と嘆人へ致相談候得共不差免候付、終に為及口論段漸為有之由申出候。御仮屋方へも御届申上、此段致問合候。以上。

十二月十九日 久手堅親雲上
宜野湾親雲上

「従大和下状 咸豊五～六年」
(第10巻)

覚

- 一、唐之儀去年十一月比江西之内瑞州・臨州二府長髪賊に被攻落候由、且又江西省之地方計相保、餘は被攻破候とも承候由、右付福建省・浙江省等之境所々へ官兵差遣敵防方有之候由。
- 一、河南省へ賊匪相起、民間之財物を劫し官民殺害いたし、同年十二月帰徳府攻破候段及奏聞、折節台湾之道台徐宗幹と申人北京へ罷登居候付、河南総督一同軍務取計候様皇命を受北京致出立候処、右徐宗幹河南到着無之内静謐相成為申由。
- 一、当正月比江南之内徐州府賊匪相起り、攻擾之仕形有之候付、協鎮と申大將官兵引率攻戦ひ候処、右賊匪に被打亡、兵民も都て致殺害候由。
- 一、当正月十七日大雪降り候砌、長髪賊兵民白衣裳着雪に紛り楊州城へ罷登候を、一人は被捕付被相糺候処、同与八人城上之石火矢へ相寒き候ため罷登候処、七人は逃去りたる由、同十九日には長髪賊二千人餘右城へ攻来、其時楊州は兼て計策を備置防方堅固有之候故不被攻破由。
- 一、当正月比一与之長髪賊河南にて合戦勝利無之南京城へ罷帰候処、彼賊首より城中へ入候儀不差免候付、右長髪賊江寧一帯之地方へ走来り、同廿四日江寧府の内句容県攻取候由、右に付江蘇撫院常州附屬地へ兵率差遣路々堅防方有之候由。
- 一、当春之比長髪賊数千人鎮江一帯之地方へ攻来候付、丹徒県居民半方は他所へ逃移り、店市閉門いたし候付、官兵連日丹徒にて相戦、右城之

四方陣屋を張り敵敵防方有之候付、当二月十四日右長髪賊相退候由、且前文通長髪賊鎮江一帯之地方へ攻来候付、丹陽県城も四方へ陣屋を張り相防、城固石垣并石火矢目等作添堅固防方有之候由。

- 一、長髪賊罷通候所は地方財物取掠、官所・官倉庫并民間之房屋、且神廟・仏像等焼払候由。

一、去年七月比楊州府へ河賊相起、越河往来之客商財物取劫し浙江省主副考官拳人科為御調部北京より浙江へ被差越候砌、右越河にて箱荷等被盜取候由、右付江蘇撫院兵率差出、右河賊百二・三十人餘捕付死罪被召行候由。

- 一、当正月南京城へ罷在候長髪賊共数千人、威勢を振江西省之内武昌府へ蹈入、米穀・財物奪取、或は民間之婦女躑躅、或は人家致焼失候付、其所之男女大略式千餘人福建省之内建寧府崇安県・永安県・砂県杯へ逃走乞食を成候段福建総督撫院被承及、万一賊人共彼難民入紛れ候儀も可有之哉と、早速督糧道と申官人へ兵八百人召附差遣、建寧府府官一同探方被申付、難民共へは飯米相与江西省へ差帰、官兵共は崇安県へ致防方当分無事有之候由。

一、先年以来上京之通路丹陽県より鎮江楊州瓜州邵伯へ罷通候処、咸豊二年冬之比長髪賊鎮江攻取候以来鎮江へ通行難成、丹徒県練壁之地方より越河へ行廻り、越河より三江營万福寺邵伯へ罷通候。越河より長髪賊罷居候処は三・四里程相離候処、九華山相隔彼の賊は山之南表へ罷在、往来之人々山之北表罷通、且錠差大臣并江蘇撫院彼所へ兵を設、路々防方有之候由。

- 一、此節進貢使下京之節は小新豊へ到着泊筈候処、越河以下小新豊より前条丹徒にて長髪賊相戦候所は僅一里二合程相離候付、小新豊着船早速出船、大新豊へ着泊いたしたる由。

右清国兵乱之次第実否之所は随に相分不申候得共、河口通事共より右之通承候段勢頭大夫より承届申候間、此段申上候。以上。

辰六月 琉球館閑役
新納太郎左衛門
在番

〔参考文献〕

- 高島俊男『中国の大盗賊』（講談社現代新書、1989年）
- 石田収『香港黒社会』（ネスコ、1994年）
- 孔健『中国人』（総合法令株式会社、1994年）
- 『中國分省地圖 一九一八～一九四四年』（凌雲書房）
- 『中國歴史地名大辞典』（凌雲書房）
- 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店）
- 『新字源』（角川書店）
- 『琉球王国評定所文書』第8巻（浦添市教育委員会、1992年）
- 『琉球王国評定所文書』第10巻（浦添市教育委員会、1994年）



——太平天国関係地図——

龍福寺御焼香の次第について

長 間 安 彦

1. はじめに

本史料は、「大清咸豊五年 乙卯 九月中日記 評定所」(以下、日記と記す)に所収される次第書である。翻刻の作業は、本号で紹介する以前にすでに『琉球王国評定所文書』第9巻(浦添市教育委員会、1993年)でなされている。重複の無駄を承知のうえで、この史料を取り上げた訳は、龍福寺が、①琉球(沖縄)浦添で最初に建立された寺院であること(1)。②創建(1265～74年)後、英祖王統の家廟として位置付けられていたと思われる(2)。③その後1476年、那覇に中山国王廟崇元寺が創建されるまでは、舜天・英祖・察度各王統の硯屏(位牌)、並びに天孫氏・第一尚氏王統を弔い祀る国廟的な役割を担っていたこと(3)。さらに、④近世、廃藩置県以後、沖縄戦(第二次世界大戦)まで、廃寺・再興・移転等を繰り返しながらも存続した古刹で、その号名を継承する「臨済宗妙心寺派 龍福寺」が今尚、沖縄市泡瀬に現存する等からである(4)。

本史料(以下、次第書と記す)の内容から、④を除き、①から③のことが端的に知れる訳ではない。琉球王国の祭・政を掌握した第二尚氏が、普天間神宮参詣(1644年に開始)の際に、前王朝の菩提寺に過ぎない本寺において毎年、焼香・祭礼を執り行ない、首里王府公事の一環に組み込んでいたことの事実を、歴史的な事柄として捉えれば、古琉球時代の琉球王国の重要な寺院としての龍福寺の姿が、おぼろげに見えてくる。

次第書を掲載する前提として、「龍福寺御焼香」に至るまでの歴史的経緯などを簡略にまとめ、さらに、史料所収の日記から「龍福寺御焼香」周辺記事なら

びに関連史料を提示して、次第書内容の理解の助けにしたいと思う。同時に、国王行幸の途(浦添圏内のみ)における史跡をも簡単に紹介しよう。

2. 龍福寺の変遷と王の硯屏

『球陽』等の近世史料によると、龍福(竜福)寺は、英祖王代の咸淳年間(1265～74年)、小那覇の津に漂着した禅鑑なる補陀洛僧が、浦添城西に建立した琉球(沖縄)初の仏寺であるといわれる。当初は補陀洛山極楽寺と号していたが後、尚円王代の成化年間(1470～76年)に天徳山龍福寺、尚穆王9年(1760年)には補陀洛山龍福寺に改号した。

その在地も、英祖王統以後、浦添城西に建立された本寺への往来は道険しいがため、尚巴志王代(1421～39年)に前谷(場所不明)、その後火災に遇い久しく荒廃していたが、尚円王の命により城の南(当時の浦添村=仲間村)に再興された。しかし、慶長14(1609)年、島津軍の琉球侵攻により城ともども再び焼失。侵攻8年後に、浦添城普請の際に尚寧王の命を以て旧制のごとく重修され、本寺の継続維持がなされて後に、近世期の首里王府「龍福寺御焼香」儀礼に至るのである。

『琉球国旧記』に拠れば、侵攻の際倭兵は寺院に安置されていた硯屏(位牌)・神像(文殊菩薩騎獅子)を門外に運び出し、戦乱の炎から救った、とある。硯屏・神像等の行方に関連して、『琉球国由来記』(以下、『由来記』)の「諸寺旧記」項、「天徳山円覚寺」には、同寺に蔵する大般若経六百巻は「素為龍福之什物也」という。〈什物〉とは〈秘蔵の宝物〉をいい、それはもと龍福寺の所蔵であったことが記されてい

る。その移管の理由として、「余謂、雖為龍福之什物、窮郊僻邑、而緇侶少矣。故畢不可用之。」とある。大般若經の機能を必要とする「公府」(王府)にとって般若經を蔵する龍福寺は「窮郊僻邑」の地に在るから、經典を円覚寺に移すという。推測するに、尚円王の時の龍福寺開山住持・芥隱が、1494年に円覚寺の開山住持に就く際、移管したのであろうか。極楽(龍福)寺の号の由来、禅鑑の素性、何故に補陀洛僧か、さらには、文殊菩薩像の安置の問題などについての詳細な研究は、多田孝正著「沖繩仏教の周辺——禅鑑禅師をめぐる」(『窪徳忠先生沖繩調査20周年記念論文集・沖繩の宗教と民俗』第一書房、1988年)、真喜志瑤子著「琉球極楽寺と円覚寺の建立について」(『南島史学』第27号・第29号、南島史学会、1986年・1987年)、島尻勝太郎著「竜福寺の運命」(『沖繩歴史研究』第2号、沖繩歴史研究会、1966年)等を参照してほしい。

第二尚氏の創設者・尚円は、京都臨濟宗の芥隱を首里城隣接の天徳山円覚寺の開山住持とした(1494年)。それ以前、芥隱は天徳山龍福寺中興の開山住持に迎えられている。それ以後の歴代住持は、単に王府管理の官寺であれ宗廟として本堂において、先王

尊拝の祭礼を執り行ない、『由来記』の「諸寺旧記」をみると、尚円王代に安置されていた先王神主(位牌)に加えて、尚敬王即位15年後の1728年には天孫氏・第一尚氏の各王神主をも追加・奉安して、実質的に第二尚氏以前の<王廟>としての性格を持ち得た寺院とした。

但し、尚敬王即位年の段階で本寺西壇には尚寧王神主が安置される理由は、尚寧王の出生地や彼の家筋の成立に起因してのことである。『浦添城の前の碑文』(1597年建立。「たいへいきょう・たいらばし積み申し時の碑の文」)、『向氏家譜・小禄家』に、その辺の事情をみることができる。尚寧と龍福寺の関わり方のみを掲げると、「尚寧天子……二十五戌子之年從浦添御即位。因茲拝彼地之仏塔為仰神社。三歳一度五年再度被回龍御。……」(「城の前の碑」裏文)の記述や、また、尚寧の浦添本家の墓が「浦添ようとれ」内にあること等(『向氏家譜』)から、浦添の龍福寺に尚寧神主が在ったことの経緯が推察できよう。

第二尚氏7代目・尚寧王(1589~1620年在位)の後、9代目王・尚賢(1641~47年在位)の時、初めて普天間参詣が王府公事になる(1644年)が、それに伴い国王一行が龍福寺を参拝するのは、なにも行幸の途中に本寺が在るからではない。先に述べた先王統位牌の順次奉安は、第一尚氏の龍福寺の取り扱いに対して、第二尚氏が慎重な姿勢を見せながら、本寺での国王直参の祭礼を行ない(一時途絶えるが)、先の各王統御霊を鎮めることは国家平安につながるものと考えていたことの証しでもあろうが、その裏には王朝交替が順当な易姓革命の下で、政権が引き継がれたものではないことの恐れ、いわゆる前王朝の<悪霊・怨念>への恐怖を、時の為政者が感じていたからではなかろうか⁽⁵⁾。敬忠の念からではなかろう。龍福寺における公事「御焼香」は、そのような裏事情があつての行事にも思える。だからこそ、第二尚氏以前の王廟・菩提寺として、普天間参詣の折りに参拝したのである。



龍福寺に安置されていた獅子像

3. 次第書の成立について

次第書の成立について、「日記」(1855年9月中)には次のように記述されている。原文翻刻は、『琉球王国評定所文書』第9巻(以下、『評定所文書第九巻』)に依る。

一御次第書之儀、道光貳拾五年之例を以取調部清書為致、御書院当御取次差上候事。

附、御発駕より普天間江之御次第者先達而差上置候付、左之通龍福寺御焼香之御次第計差上候也。

普天間御参詣之時龍福寺御焼香之御次第
<後略> (a)

附の文中にある「普天間江之御次第者先達而差上置候付」とは、

一初而普天間被遊

御参詣候節、御次第書之儀前々より御座元日記ニ者何分不相見得候得共、御書院日記ニ者初而之事故、表方より御次第書差上候段相見得、御次第書等相記置候付、此節^致書写させ取調部、左之通清書為御書院当御取次差上候事。

普天間 御参詣之御次第
<後略> (b)

をいう。以上の2条文には2件の「次第書」がみえる。前者は「普天間御参詣之時龍福寺御焼香之御次第」を指し、道光25年(1825年)の例を以て取り調べ、清書して御書院当に差し上げた次第書である。後者は「普天間御参詣之御次第」を指しており、御座元日記には次第が記録されていない。しかし、表方より「御次第書等」を差し上げ、記録してあることが分かったので、この時に書き写し清書して、御書院当に取り次いだ。「此節^致書写させ」とは、咸豊5年乙卯9月(1855年)にも書き写したことを述べており、それ以前にも書き写し作業がなされたようだ。「普天間御参詣之御次第」を書き写した時、同時に「龍福寺御焼香之御次第」も清書されたことが分か

る。

(a)にいう「道光貳拾五年之例」とは、

^{〔より〕}
一此節者 普天間 御参詣之砌龍福寺茂被遊御焼香候段、御意被成下候付、早速寺社方・下庫理召寄、御座構并諸事手組申渡させ候事。

但、本文御焼香一件者委ク言上記ニ相見得候也。

「普天間御参詣之砌、前々者龍福寺江茂被遊御参拝、中比より二・八月親方を以御焼香、御直参者無御座候処、道光廿五巳年普天間御参詣之砌より、猶又龍福寺江茂為被遊 御参拝御事候付、先御当分者右御例格通被遊 御参拝候旨、御意被成下候間、諸事無間違可被相勤候。以上。<後略>」 (c)

国王直参の普天間参詣が執り行なわれた道光25年、龍福寺での御焼香も執行された。この時の「例格」次第を以て、咸豊5年9月の次第書の調査・清書に至ったことを、(a)(b)(c)の内容は指し示している。(c)にいう「御直参」とは、国王直々の参詣を意味している。道光25年時の国王は尚育で、即位11年目に充たる。龍福寺御焼香の件は「言上記」に詳しい、とある。「言上記」とは、いかような文書であるのかは不明。但し書きにいう「中比より二・八月親方を以御焼香」とは、『球陽』の次の記述に関連した事項である。尚賢王代(1644年)から国王直参参拝が再開された尚育王代(1845年)の「中比」が、尚敬王即位18年(1730年)頃に充たる。

十八年春秋始遣使于龍福寺、進香先王神主。
春秋仲月初戌日、王、遣紫巾官一員、前至龍福寺、進香歴代先王神主、永著為例。 (d)

春秋仲月は旧暦の2・8月に当り、紫巾官とは親方クラスの高官のことである。さらに、その翌年(1731年)には、龍福寺での行香礼式が定められた。

始定龍福寺行香礼式。
自昔龍福寺、奉安先王神主。而未有行香礼。似

平礼甚欠。由是、旧年、始遣使于龍福寺、春秋、行香。又毎偶五節・朔望（正月初七日・三月初三日・五月初五日・七月初七日・九月初九日・冬至・歳暮・十二月晦日）、設卓一廟之正面、飾香炉一・燈籠一對、毎朝行香。起七月十三日至十五日、進御茶湯、朝夕行香。（e）

この文は、1730年の事項を詳細に述べたものであろうが、昨年の春秋の歴代先王の法要に加え、1月・3月・5月・7月・9月の5節、冬至・歳暮・大晦日の朔望には毎朝、香（線香）を焚き、さらに7月13日～15日のお盆の期間にも朝夕、香を焚きお茶を供えることが、礼式として定められている。

4. 浦添から普天間への参拝経路

日記の目録に、「普天間江初而御参詣、龍福寺被遊御参拝候付 数ヶ条之事」とあるが、それら全文を掲載することは控えるが、本節では、「普天間御参詣之御次第（書）」から参詣道、並びに浦添間切の対応をみよう。

8月中日記（『評定所文書』第9巻）に、在番奉行衆の普天間参詣に伴っての対応策が記述される。掲げるに、

来月十二日 御奉行様役々衆普天間御参詣ニ付、御通路筋之儀、御往還共真壁道より浦添・宜野湾之様御通、且浦添・宜野湾両番所ニ江御休息被成候間、御通路筋払除其外諸事先例之通無間違相勤候様、真和志・西原・浦添・宜野湾四ヶ間切江可被申渡候。以上。

八月廿二日 国吉親雲上
御物奉行

他の条文によると、奉行様・役々衆の与那原への遠出、国許（鹿児島）使者の来琉などの事情でこの年、在番奉行衆の普天間参詣は中止。しかし、国王直参の参詣は予定通り実行されたので、文中にいう「通路筋」の内、首里から宜野湾へ通じる街道は4ヶ間切人民により、払除（道路掃除）が行なわれた

であろう。参詣に先立ち、国中儉約中であれども、王子衆・摂政・三司官、担当部署役々衆から「羊かん」「鹿之子餅」「蒸し餅」を、浦添按司地頭、浦添・宜野湾惣地頭からは「御神酒」が献上された。

当日五ツ時前（朝7時）に御供の王子、三司官、申口が登城、＜首里森＞で御拝の後、御轎居にて出発、＜そのひやふ（園比屋武御嶽）＞において「次第」の通り御拝を行ない、王子・三司官は花当山＜安国山＞角で駕籠に乗り、親方・申口たちは＜観蓮缸（天女橋）＞付近から騎馬にて出立、平良橋西側で西原間切の捌理並び位衆の迎えを受け、さらに、一行は平良村外れに至り進み、浦添番所に向う（6）。

一浦添番所前ニ而両惣地頭・安波茶村地頭・夫地頭・大さはくり〔美〕御迎立御拝仕。（f）
一還御之時両惣地頭・安波茶村地頭者仲間村、夫地頭・大さはくり者安波茶村後ニ而同断。

浦添番所前で浦添間切の惣地頭以下の役人衆からの迎えを受けたが、この時点で龍福寺参拝が挙行された様子はみられない。

平良村外れから浦添番所に至る街道は、中頭方西海道の一部で、「公事道」と称された官道である。浦添街道とも俗称され現在、県道153号線にやや並走する古道でもある（7）。番所に至る道筋に、経塚の碑文・安波茶橋が在る。

経塚の碑文は、公事道側に立つ古琉球期の金石文で現在、字経塚の氏神として旧暦10月1日に祈願される。その建立縁起に因り「チョウチカ・チカ」を三度繰り返して唱え、地震が鎮まるという民間信仰を生み出した。1524年頃、琉球の真言宗中興の祖といわれる日秀が、妖怪退治のために金剛・胎蔵の両界曼陀羅の特定仏に関わる一経文（金剛經）を刻んだ小石を土中に埋め妖怪を封じ、金剛嶺3文字を彫った石碑を建立。この一帯を「金剛嶺嶽」、または「経墓」と典籍・旅日記類は記している（8）。1644年の尚賢、1845年の尚育一行は、この碑文をどう視たであろうか。

安波茶橋は、尚寧王代の1597年に建造された石橋である。人民往来の利便、尚寧の故郷・浦添の龍福

寺仏塔への3年毎に1度、5年毎に2度の拝礼行幸を順調に行なわんがため、首里から浦添までの道普請が竣工され、石橋2基が安波茶川（小湾川）上流に架けられた^(g)。1609年の島津の琉球進攻の際、薩摩軍はこの橋を渡り、首里王城へと向った。尚寧の故郷への思慕が築かせた橋が、進攻を容易にさせてしまった感がする。付近に参詣の折り、国王が一服した「赤皿井戸」が、今も古橋とともに残っている。一行はこの橋がなければ、整備されない脇道を通らねばならなかった。



一部損壊している安波茶石橋の基

(f)に続く一つ書きは、宜野湾番所着および「普天間御参詣」の次第が詳細に記述される。祭礼を終えた後、国王一行は普天間神宮寺を出立し、「浦添後川原上」に至る。浦添城(跡)、または仲間村の後方(北側)にある川原、現在の牧港河原をいい、字当山付近を指している。宜野湾間切境である。

一於仲間村王子以下吟味役迄美御迎立御拝仕。(g)

一御書院・下庫理人数、安波茶村迦ニ而美御迎右同断。

一浦添番所 着御、供奉之王子以下申口迄御座着美御迎、王子・按司・三司官・親方出仕ニ而着座、申口・吟味出仕御座末ニ着座。

但、両惣地頭・安波茶地頭・申口座以下之人者出仕退去。(h)

首里王府行政機構のひとつである御双紙庫理によって、道光19(1839)年に書き替えられた、次の2件の図がある(「図帳 勢頭方」「図帳 当方」および解説、『首里城関係資料集』所載、沖縄開発庁沖縄総合事務局1987年)。図1・図2は(g)(h)の文に関連する配置図であろう。「図帳」解説によると、勢頭方は諸儀式の警備や警護システムに携わり、当方はイベントの舞台進行係として機能した部署と考えられる。「安波茶村迦」は、今も御待毛と伝承される地である。または御待所ともいう。

前文に続いて、「普天間参詣次第書」は、浦添番所内での様子、御轎居の出立が記される。後述するが、龍福寺御焼香は普天間参詣の帰路に挙行されたので、(g)(h)と次の文(i)は、<浦添番所から龍福寺に参拝する前段階のこと>を示している内容であり、次の5節に掲げる「龍福寺御焼香之御次第」の前文に位置付けられる文書(次第)といえよう。

一御多葉粉盆・薄御茶上、着座人数江茂出。

一王子・按司・三司官・親方・御物奉行・申口・吟味役より御菓子、両惣地頭より神酒進上付、目録供奉之申口取次差出候得者、同三司官より御書院奉行御取次披露、御菓子御盛合ニ而上ケ、末々迄被下之。

一御轎居可申段、下庫理当より三司官江案内仕候得者、御多葉粉盆下ケ、美御迎人数御礼手を合退去。

一御轎居候段、御書院当江相達候得者、同当より言上有之、被遊 御発駕。

一美御迎之王子以下吟味役迄、番所前於西表立御拝仕。

<後略>

※以上の文は、記号(i)とする。

浦添番所において、以上の献上・賜事が滞りなく実施された後、龍福寺での御焼香儀礼が執行されたのである。

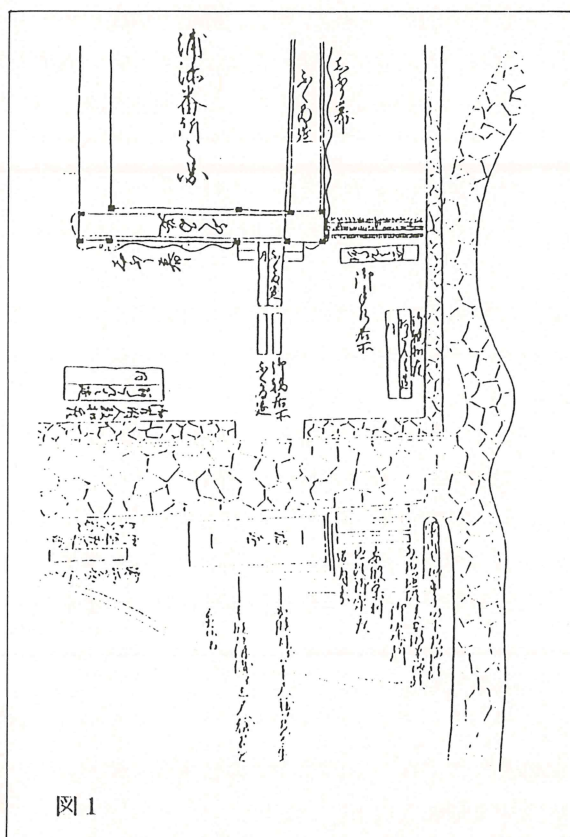


図1

5. 龍福寺御焼香之御次第（書）

龍福寺での首里王府の公事儀礼に関する詳細な史料は以外と少ない。「諸寺旧記」から、尚敬王即位1年（1713年）の段階で、文殊菩薩獅子像（木像）・歴代先王の方丈中央大硯屏が本寺仏殿に、西壇には尚寧王神主、向氏具志頭按司朝騎先祖の位牌、東壇には向氏羽地按司朝維先祖の位牌と無銘の鐘1口が安置されていたことが分かり、また、尚穆王代の1760年には、極楽寺（後の龍福寺）開祖である禅鑑禅師の神位牌をも安置されたことが知れる（『由来記』『球陽』）。3節に掲載した『球陽』巻12の(d)(e)にみるように、1730年「行香礼式」定めにより、親方派遣の本寺御焼香が行なわれたことも周知されるのである。他の王府の公事儀礼に関する史料として、「冬至当日之公事」「正五九月弁之嶽末吉御参詣之時公事」「標題欠（円覚寺参詣等）」（『史料編集室紀要』第13号、沖縄県立図書館史料編集室、1988年）、「琉球国王家中行事正月式之内」（本紀要2号所収、1990年）等がある。

次に掲げる「普天間御参詣之時龍福寺御焼香之御次第」の内容は、これを十分に補足し得る貴重な史料といえる。

一浦添番所前ニ而供奉人数八卷仕。

附、普天間江

御発駕之時、此所ニ而供奉人数八卷御免

付けたり文の「供奉人数八卷御免」は、首里から普天間へ向う途中、浦添番所前で一息をいれ、次いでその出発に当たり御供衆が「八卷」を解いたことを意味する<(f)文章参照>。一つ書きの番所前での「八卷仕」は、普天間参詣を終えた一行が浦添に到着、番所内での接応を執り行なった後、龍福寺への御輦居出立の際に御供衆が八卷を被ったことをいう。

一龍福寺仏殿之前ニ而御下輦。

附、住持御門前西表四間程ニ而美御迎。

道光25年（尚育王代）、咸豊5年（尚泰王代）頃の住

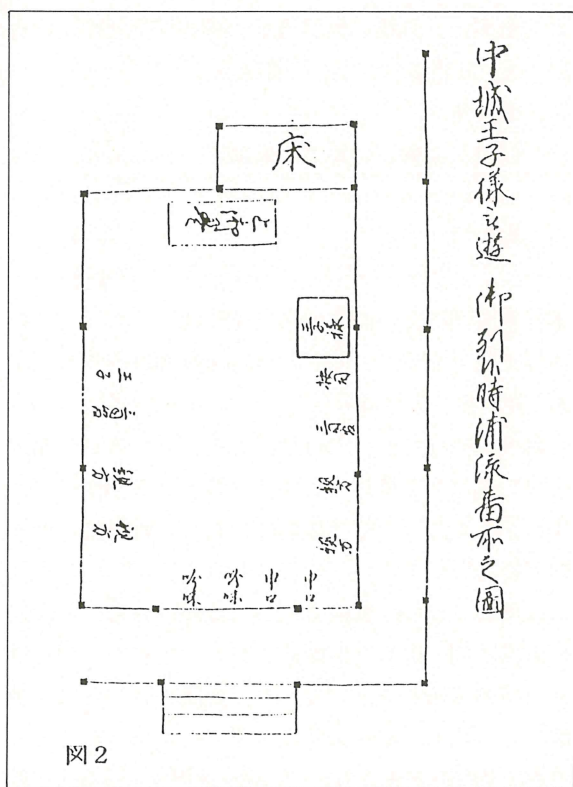


図2

持についてその名は不詳。住持（僧侶）は本寺の御門から4間程の所で、国王の御轎居の訪れを迎えるべきことが述べられている。これは定石の行為であったのである。以下の文書が、龍福寺における御焼香次第の本旨部分である。

一仏殿内西表

通御真正面より

御入、直御扣御座江御着、王子客殿、三司官・親方六尺縁、申口三尺縁中上にして立御拝着座。

附

一御扣御座、御書之間末耆間目黄縫物縁御筵
寺社中取ニ而兼而直置。

一御拝敷赤糸縁御畳之上ニ黄縫物縁御筵、中
取ニ而兼而御供台之前江直置。

御控御座として、寺社中取が仏殿の御書の間に、縁が黄縫物の筵を敷き、さらに御拝のために、御供台前に赤糸縁の畳にも黄縫物縁御筵が敷かれた。その準備が事前に調われた後、国王が着座した。その後、下庫理当が線香5本を焚き、ご香箱蓋にて国王に差し渡され、国王の御焼香が行なわれ、それに併せ、着座の王子以下の者も御拝を行なう。

一御書院当より御焼香之言上仕候得者、御拝御座ニ
而立御拝

着御、下庫理当ニ而御香五本焼上、御香箱之ふた
ニ直差上候得者

御直御焼香被遊御拝、着座之人数御招附ニ而御
拝仕。

附、御香上之花当仏殿真正面より通、三尺縁
ニ而当請取 此時花当御辻廻、御勝手江引
御供台東表江扣居。

一御焼香御座被遊

着御候得者、早速中取罷出、御扣御座御筵御
勝手江下。

御焼香御拝が滞りなく執行された後、国王並び王子たちは御書の間に引き控え、本寺住持もその部屋のお勝手側に着く。

一右相済、御書院当より御書之間江着御之言上仕、
御照堂末之耆間御通 着御、〔同〕当ニ而御戸閉
之、王子御書之間客居表、三司官主居表、親方
客居表、申口同所前三畳敷客居表江順々着座。

一住持御書之間御座末ニ而出仕、同所勝手表江着
座、寺社中取一人同所前三畳敷ニ而出仕退去。

御書の間において、喫煙・お茶が接遇され、ひと息
いれる。

一御多葉粉盆上、着座人数江茂多葉粉盆出。

一御薄茶上、着座人数江茂御茶被下。

附、御宮仕里之子た、着座人数花当。

一右旁相済候得者、当より三司官江案内、勢頭江申
達御轎居させ、着座人数多葉粉盆下（此時住持
御一礼ニ而御先退去）

一御多葉粉盆下。

御焼香・接遇など、龍福寺での公事儀礼が済んで、
いよいよ帰城となる。

一勢頭より御轎居候段当承、御書院当江相達候得
者、同当より言上仕、如普天間
御発駕。

一住持於美御迎所勤方如最前。

以上。

卯九月

本寺到着同様に、御門前にて先に待機していた住持の迎え送りを受け、「還御之時両惣地頭・安波茶村地頭者仲間村、夫地頭・大さはくり者安波茶村後ニ而」美御迎立拝仕られ、一行は浦添を出立、再び「諸人平良於御待所美御迎立御拝仕」（普天間参詣次第に記す）がなされ、そして観蓮砦に着き、首里城に至るのである。

次第書（龍福寺御焼香）にみる龍福寺は、仏殿内に御書之間・御照堂が配置された寺であり、門を構えた境内であることが分かる。配置に関しては、戦前まで山門・本堂・仏堂なる建造物があった、という（『（浦添市立浦添小学校）創立百周年記念誌』1982

年を参照)。本堂が次第書にいう「仏殿」、仏堂が「御門」に相応するのであろうか。

以上が近世期、古琉球からの古刹「龍福寺」で執行された国王直参による先王尊位（前王朝）への御焼香次第である。その前後の行程は、同次第書を所収する日記の「普天間御参詣之御次第（書）」をも参照しながらでは分かり難い。龍福寺では焼香儀礼のみが行なわれているが、普天間神宮寺では、祝部・内侍による神楽の演舞、住持（神宮寺）への拝領物頂戴等の次第もある。また、このことの差は、日記に述べる「参詣」「参拝」の用語の使い分けからも、王府がどの寺に重点を置いた公事行幸であるかを、感じざるをえない。薩摩役人（在番奉行衆）の普天間参詣への隣席、また、『琉球国旧記』にいう普天間参詣の由來說「当時薩州之人。疑乎本国人不為崇仏。而故。王以至於庶人。遠到普天間。以便立願。而明乎深信仏法之事」等、その背景に薩摩との兼ね合いが垣間見られる。しかし、王府は龍福寺を天孫氏から第一尚氏までの宗廟として位置付けているので、両寺での祭礼執行の相違への疑問は推測の域でしかない。熊野権現派と禅宗派による違いか。

6. おわりに

〔浦添研究〕とはなっているものの、本稿は『琉球王国評定所文書』第9巻所収の日記に記録される2件の次第書（普天間御参詣・龍福寺御焼香）の一つ書を分解し、特にテーマである龍福寺への参拝状況を紹介したにすぎない。研究論文にはほど遠いものとなった。地域の歴史・文化に興味を抱く市民（浦添の）は多い。先の書籍がなかなか入手できない状況にあるので、とりあえず、市民のニーズに少しでも応えんがため、本号に龍福寺御焼香の次第書を抜粋、掲載した。併せて、龍福寺前史、周辺史料（写真・図）なども添えることで、次第書内容の理解の助けとした。幾分かは〔浦添研究〕になろうか。2件の次第書内容を読み違えているかも知れない。ご批判を乞う。また、第二尚氏による崇元寺・円覚寺における先王昭穆の安置と祭祀、龍福寺の先王神主

の安置・祭礼の関係史料等も提示し、コメントすべきであろうが、しかし、この問題を本稿で取り上げるとテーマが拡がりすぎる。あえて、「龍福寺御焼香」に関わる次第についてのみを紹介するに止めた。

〔注〕

- (1) <前文略> 宮精舎於浦添城西、号極楽寺、(旧址尚存) 延以居於焉。是我朝、梵侶・佛宇之始也。(『琉球史料叢書』第1巻P206、東京美術、1972年)。
- (2) <前文略> 建寺於浦添村名龍福而為歷朝王廟先是元咸熙年間英祖王始于浦添城西名極楽疑是英祖之家廟也歟<後文略> (『球陽』原文編P182～P183、角川書店、1978年再版)。
- (3) 方丈中央大硯屏／先王舜天王尊位／舜馬順熙尊位／先王義本王尊位／英祖王尊位／大成王尊位／英慈王尊位／玉城王尊位／西威王尊位／察度王尊位／武寧王尊位／思紹王尊位／尚巴志王尊位 歷代王叔妙宗諸尊位・歷代先妃諸香位・先遠宗親諸香位等<後文略> (『琉球史料叢書』第1巻P207～P208、東京美術、1972年)。

龍福寺記に記録された「方丈中央大硯屏」の昭穆神主は、第二尚氏の王尊位とともに崇元寺・円覚寺などにも安置され、祭祀が執行されていた。各寺での先王祭祀の儀式的違い、祖廟としての扱い方については、豊見山和行著「琉球の王権儀礼——祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」(『王権の基層へ』叢書史層を掘る第Ⅲ巻、新潮社、1992年)に詳しい。豊見山氏は本論で、「円覚寺は第二尚氏の『王統御廟』、崇元寺は舜天以来のすべての王の『歴代の国廟』、龍福寺は天孫氏から第一尚氏王統までの宗廟として位置付けられ、それに対応した王廟祭祀が体系的に展開されていった」(同書P222)と述べている。天孫氏安置の問題等については、高良倉吉著「近世琉球における天孫氏問題——雍正九年の天孫氏位牌安置一件の詮議から」(『球陽論叢』ひるぎ社、1986年)を参照。

- (4) 西原栄正著「極楽寺の変遷（龍福寺考）」(『浦添市文化財調査報告書第2集・うらそえの文化財』P26～35、浦添市教育委員会、1982年)を参照のこと。

(5)堀一郎はその著『宗教・習俗の生活規制』の中で、10世紀中葉以後、京都天台宗僧侶から流行した「御霊信仰」(怨恨の念は死後に報復し得るとする信仰で、仏教とシャーマニズムの合併による一種の俗信)は、「多くの顰蹙すべき弊害を及ぼしたが、権力の座を不可視の力によって脅かし、不安を醸成せしめた点で、見のがすことの出来ない現象」であると指摘している。同書(未来社、1971年2刷)P24。

(6)『琉球王国評定所文書』第9巻所収の「年中各月日記」<251普天間御参詣之御次第>P609。

(7)『浦添市文化財悉皆調査報告書』浦添市文化財調査報告書第17集(浦添市教育委員会、1990年)所収の「歴史の道」に述べる道筋並び添付地図を参照のこと。

(8)「経墓(在自首里。往浦添邑大路。東傍松山中。又称金剛嶺)」(『琉球国旧記』巻6)。「<前文略>

普天間・新城・神山村罷通、宜野湾番所ニ而休息、嘉数・仲間・安波茶・経墓・平良村・首里道罷通<略>」(自道光24年至明治2年『福地家文書日記抄』那覇市歴史資料室所蔵)。

(9)万暦25年(1597年)建立の『浦添城の前の碑文』に、首里儀保から浦添(城)までの道路工事並び完成祝いについて記録される。「みちにいしはめ」「ミちはしつミつけて」など、石畳および敷設道路に関する記述がみられるが、明確に浦添の川原に石橋を架けることを述べてはいない。石碑は浦添城の城門前に建立され、碑文の始めは「たいへいけうたひらはしつミ申時のひのもん」と記される。現存する安波茶橋の拱石の用い方等の築法から、この時に架橋されたものと推定される(『浦添市史』第2巻、同書3巻、浦添市教育委員会、1981・1983年)。

「伊祖の入め御拝領墓」調査概要

宮 里 信 勇

はじめに

私たちは浦添市字伊祖真久原614番地に所在した無縁墓を「伊祖の入め御拝領墓」と名付けた。墓室に納められていた厨子甕のひとつに「墓之儀者浦添御殿従入め御拝領」とあり、浦添御殿から入め（費用）を拝領して築造された墓であることが明確になったからだ。「御拝領墓」と伝えられている墓はいくつかあるが、このように明確な文字資料でもって確認されたのは今回が初めてであろう。

しかし、この墓は開発にもなって破壊されることになったため、浦添市教育委員会が平成6年6月28日～8月8日の期間で緊急調査したものである。

ここでは銘書と発掘調査によって、明らかになった伊祖の御拝領墓の概要を紹介する。

浦添按司御乳母呉勢

墓室内には総数22個の厨子甕が納められており、そのうちの14個から銘書が確認された。銘書から、この墓は浦添間切伊祖村の農民、「田のはあら」（田の原）家の墓であることがわかった。そしてこの墓に眠る人々の親子兄弟の関係を整理することによって、「田のはあら」家6代の推定系図の作成が可能となった。これによると、「銘苅」と「親富祖」の二つの系統の人々が確認される。家譜をもたない農民の系図がこのように明らかにされたことも今回の収穫のひとつである。

中でも最も注目されるのが、寿71歳で死去し、道光2（1822）年に洗骨された呉勢の厨子甕である。この厨子甕には「道光貳年壬午九月十四洗骨仕置申

候 浦添按司御乳母呉勢」「墓之儀者浦添御殿従入め御拝領」とある。この銘書から、農民である呉勢が浦添按司（朝英と推定）の乳母を務めていた事実が明らかになり、近世浦添の一農民家族と貴族家とのかかわり方の一面が明らかになった。ほかにこの銘書から明かになったのは、この御拝領墓は、浦添按司の乳母であった呉勢の死去にともない、墓の建築費用を浦添御殿から拝領して築造したものであることがわかった。

墓の年代

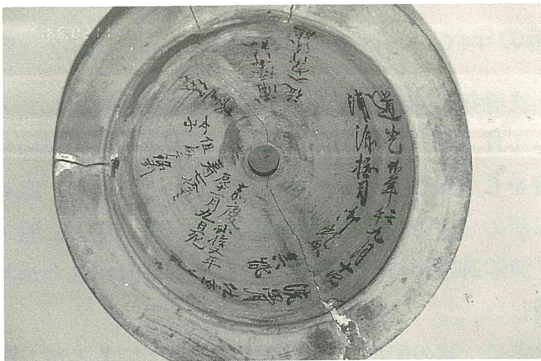
洗骨年の明確な資料の中に、この墓を造営したとみられる年（1822年）以前の乾隆26（1761）年の銘書をもつ厨子甕が確認された。このことから、呉勢以前の「田のはあら」家の墓が、呉勢の死去に際して浦添御殿から費用を拝領し、新築されたことが判明した。

さて、墓の使用された年代についてであるが、銘書からすると最も新しい洗骨年が大正元年の「田ハラノカミ」である。墓室内は満杯の状態で、田ハラノカミの厨子甕は、墓口近くの汁干（シルヒラシ）に安置されていた。最後の搬入が田ハラノカミの厨子甕だったと考えられる。つまり墓の使用年代は、乳母であった呉勢の洗骨時の造営（1822年）から、田ハラノカミの厨子甕搬入の大正元年（1912年）頃までと思われる。なお、墓庭に生育したタブノキの年輪鑑定で43年という結果が出ていることからすると、少なくとも戦後しばらくした頃に無縁墓となったことがうかがえる。

乳母呉勢と浦添家の按司

呉勢年齢	朝央年齢	朝英年齢	朝熹年齢	西 暦	事 項
1				1750	呉勢生まれる
3				1752	尚穆即位
13	1			1762	尚図、尚穆の次男として生まれる
22	10			1771	尚図（浦添按司朝央）浦添間切総地頭となる
27	15			1776	朝央の拝領邸宅の普請奉行に伊舎堂盛峯が就く。
32	20	1		1781	朝英生まれる
45	33	14		1794	朝央、摂政になる。尚穆逝去
48	36	17		1797	朝央没す（36）。朝英が家督を継ぐ
45～50		14～19		1794～99	浦添家が慎思久に「首里那覇全景図」を描かせる
56		25	1	1805	朝熹生まれる
59		28	4	1808	朝英死去（28）
71			16	1820	乳母呉勢死去（寿71）
			18	1822	このころ浦添御殿から入めを拝領して墓を造る
			22	1826	慎思久「那覇綱引図」製作
			31	1835	朝熹（尚元魯）、摂政に就任

* 安里進氏作成（浦添市教育委員会文化課）



乳母呉勢の銘書

墓の造成

墓調査を考古学の手法で行うのは、土層の状況や出土する遺物や遺構等から、文字資料では限界のある、造墓の際の造成のようすや、墓そのものの構造等を明かにできると同時に、当時の葬墓制なども伺い知れることが期待されるからである。今回の調査においても、発掘によって墓の造成過程や構造が明らかになったほか、祭祀に関連する遺物の出土があった。

入め御拝領墓は琉球石灰岩を基盤とする小丘の西斜面に築かれた平葺墓である。

墓は石灰岩の岩盤を四角形に掘りくぼめて墓庭を造り、そこから岩盤に横穴を掘削して墓室にしている。墓口は地形の傾斜方向と同じで、ほぼ西向きに開口しているが、墓庭への出入口は真北へ向く。

この墓は、墓庭の大部分が削り出した岩盤のままになっている。墓庭は岩盤を掘りくぼめているため、庭を囲む左右の石垣や、隅石（シミイシ）などには、岩盤を削って造り出した部分が目立つ。墓庭の床面は削り出した岩盤の凹みに小礫混じりの砂利を充填して整えている。墓の周囲も同じ砂利を敷いている。

また、墓口に大型の切石を使用していることも特徴のひとつである。とくに墓口を構成する切石のうち上位のものは、この墓が御拝領墓であることを窺わせる巨大な一枚石（横約2m、縦約80cm、厚さ約40cm）を用いている。

墓室の棚（タナ）は正面に3段、左右にそれぞれ1段設けられている。正面の最上段から右の棚は岩盤を削り出したもので、一連の棚になっている。中段・下段の棚は縁石として切石を並べ、内側に石灰

岩を粉碎した石粉（イシグー）を詰めて仕上げていく。これらの棚に囲まれて墓口側に汁干がある。

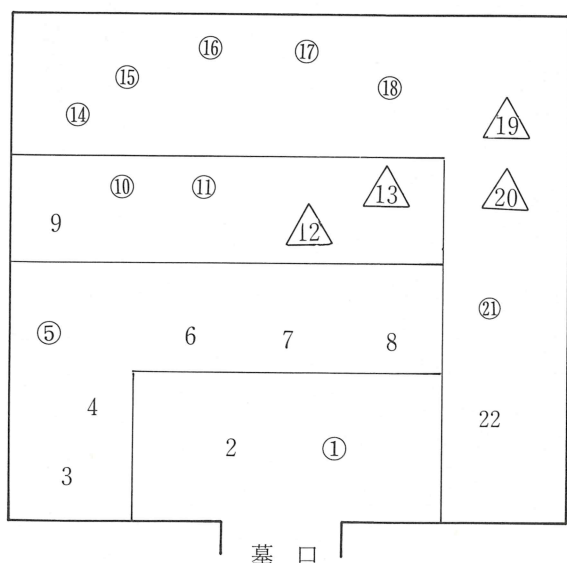


伊祖の入め御拝領墓全景

出土遺物

とくに注目されるのは、中段棚の下中央部からブタとみられる下顎骨が出土したことである。顎先は墓室奥に向けられていた。これは、墓職人が墓造成の際に行う祭祀といわれている。近年、墓の発掘調査が盛んに行われるようになってきたが、このように造墓の祭祀に関わるとみられる遺物の出土例は少なく、近世期の造墓祭祀を知る上で貴重な発見となった。

墓室内の厨子甕配置略図



た。ちなみに類似例としては石川市古我地原で調査された伊波仲門門中の墓〔注〕がある。

厨子甕にはボージャー厨子、マンガン掛け厨子甕、陶製家形厨子甕がみられ、ほかに水甕を蔵骨器に転用したものもある。最も多いのはマンガン掛け厨子甕で、乳母呉勢の甕はこれの底付きのタイプである。

その他の出土品としては、供献用の花瓶や、副葬品と考えられる煙管・小杯などの沖縄産陶器が数点得られた。そのうち花瓶の一つは、口縁部が人為的に打ち欠かれており、宗教的な意味をもつと考えられる。

おわりに

以上、銘書や発掘調査から明らかになった伊祖の御拝領墓の概略を紹介した。銘書については石灰分他の出土遺物の分析の進展で新たな情報が引き出せることと思われる。

この他、厨子甕に納められていた人骨(30体前後)についても、現在、琉球大学医学部に骨の形質、血液型、DNAなどの分析を依頼している。この分析によって、この墓に眠る田のはあら家の人々の血縁関係や病気のほか、近世農民の生活形態や形質的特

厨子甕の種類

ボージャー厨子(5・14・16)

マンガン掛け甕形厨子甕(1～3・7～13・15・20)

マンガン掛け底付き甕形厨子甕(17～19)

陶製家形厨子甕(21)

水甕転用品(6)

破損により不明(4・9・22)

凡 例

○は銘苅系

△は親富祖系

数字のみは銘書なし

*蓋の置き違いにより、身と一致しない可能性もある。

徴などが明かになるものと期待しているところである。

今後、歴史学・考古学・民俗学・人類学など、本調査に関連する諸分野から総合的に分析することによって、近世浦添の農民家族実像の一端を浮き彫りにすることが可能になる。

筆末になったが、今回の調査を進める中で銘書の

判読については、浦添市立図書館沖縄学研究室の長間安彦・小野まさ子（現在県立前原高校）・徳元剛，那覇市文化局歴史資料室の田名真之の各氏に御協力を戴いた。ここに感謝申し上げたい。

〔注〕沖縄県教育委員会『古我地原内古墓』沖縄県文化財調査報告書第85集 1987年12月

伊祖の入め御拝領墓銘書一覧

番号	銘 書		西暦年	備 考
	部 位	内 容		
1	蓋の裏面	伊祖田ハラ ノカミ ○ 大正元年 (朱印)旧七月五日 洗骨 申（甲か）亥	1912年	朱の「○」印あり 干支は「壬子」が正しい。
2・3・4 銘書なし				
5	蓋の裏面	(ノ?) ○ 田口はあら三良 銘苺女子かめ (朱印)		朱の「○」印あり
6・7・8・9 (銘書見当たらず)				
10	蓋の裏面 身の正面	嘉慶十九年甲戌 五月廿八日洗骨 ○ 浦添間切伊祖村 (朱印)田の原三ら銘苺 女子呉勢 嘉慶拾九年 [判読不能] 田ノはら [判読不能]	1814年	朱の「○」印あり
11	蓋の裏面 身口縁近く (横書き)	田ノはらん三良銘苺男子かま戸 [銘] [子] [か] 三良 苺男 ま戸		
12	蓋の裏面	田ノはあらノ松親富祖		
13	蓋の裏面	嘉慶貳拾四年己卯七月七日前門親富祖 親雲上洗骨	1819年	
14	身口縁近く (横書き)	田ノはあら		

15	蓋の裏面	道光貳年壬午九月 十四日洗骨仕三良 銘苅 同妻兩人 但かま戸銘苅 嫡子	1822年	
16	蓋の裏面	田ノはあらあむしられ女子かめ		
17	蓋の裏面	道光貳年壬午九月十四日洗骨仕置申候 浦添按司乳母吳勢 嘉慶貳拾五年 辰十一月九日死 寿七拾壺 但かま戸銘苅 女子 基（墓）之儀者 浦添御殿 従入め御拝領	1822年 1820年	
	身の正面	道光貳年壬午九月十四日〔日？〕 洗骨仕置申候事 浦添按司御乳母 吳勢（朱書）	1822年	
18	蓋の裏面	○ 同人妻 (朱印) ノ 田（？）ノ〔判読不能〕洗骨		朱の「○」印あり
19	蓋の鏝下面	咸豊壺（？）〔判読不能 15文字程度〕 骨仕候咸豊〔判読不能〕戌八月三日親富 祖筑登之洗骨仕候□□	1851年 （？）	
20	蓋の裏面	乾隆貳拾六年辛巳七月七日洗骨伊祖村 うし親富祖	1761年	
21	蓋の裏面	浦添間切伊祖村田之はら之 かめ 同治八年己巳四月廿死寿八拾 光緒元年乙亥七月六日骨洗 伊祖村田ノはら之同人かめ妻 吳勢	1869年 1875年	
22 破損のため銘書の有無不明				

県鉄道嘉手納線の開通と甘蔗の販売について

金 城 功

『沖縄県統計書』の製糖用甘蔗の項をみると、大正3年までは製糖用と非製糖用に分けられているが、大正4年以降は「自家製糖ノ分」と「販売ノ分」に区分され、統計が取られている。

明治43年（1910）に設立された沖縄製糖株式会社（1912年に沖台拓殖製糖株式会社に社名を変更）が、嘉手納の地に近代的な製糖工場を建設し、製糖を開始する。原料の甘蔗は近隣の農家から買集めることになったために、農家の甘蔗の処分の仕方に変化が生ずることになった。

農家は生産した甘蔗を自家製糖（黒糖・白下糖）の原料として処理するのが、普通であったが大型機械製糖工場の建設により、農家は生産した原料の一部を大型製糖工場が稼働した大正の初期から、製糖会社に販売するようになった。砂糖の原料である甘蔗の処分の仕方に変化が生じたため、その実態に合うようにとのことで、県の統計の取り方も変わってきたものと思っている。

西原、嘉手納そして宜野湾（大山）に設立された製糖工場は、原料の甘蔗の殆どをその近隣の地域の農家から買い上げるようになった。原料販売に馴染の薄い農家に対して、会社などから、甘蔗を製糖工場へ販売するように働きかけがなされることになる。

半ば強制的な工場への搬入計画が立てられたようである。決められた斤数さえ搬入すればよいとのことで、良い原料は自家製糖に回し、悪い原料を工場に搬入するということになり、工場の操業に悪い結果をもたらすことがあったということである。

当初は恐らく荷馬車によって砂糖の原料である甘蔗が、工場に搬入されたと思う。荷馬車による原料搬入は、原料搬入地域をかなり制限したと思うが、

原料運搬のために設けられたトロッキは、原料の搬入地域を広げることになった。なお、沖縄県鉄道の開通は、原料の搬入地域を一層拡大したものと思っている。鉄道の開通が浦添の甘蔗の処分にどのように関わっていたのか、いなかったのか考えてみることにする。推論の域を出ない考察になると思うが、鉄道との関わりを少しでも検証できないものかと思っている。

次の表は、中頭郡の各村で生産された甘蔗が販売にまわされた割合を示したものである。表を見ると、北谷、読谷山、越來、西原の各村の甘蔗販売が40%前後以上の高い割合を示している。時には生産原料の50%以上を販売に回している村もある。自家で処理する場合と、機械製糖工場へ搬入して原料を処理する仕方が進みつつあった村もあったことが分かる。

宜野湾の大山には、大正6年に製糖工場が建設されており、それとの関わりで販売の割合が増えたものと考えられる。北谷の場合は、地元嘉手納の地に大型の製糖工場が設立され、その工場を操業するために工場への原料搬入面で関係機関からの働き掛けがあり販売面表われたものと思う。読谷山は、嘉手納の工場に隣接しており北谷同様のことが考えられる、と共に原料生産のための小作農場があり、そこで生産された甘蔗は当初から工場への搬入が予定されたものであったこともあって、販売の割合も増えたものと思っている。越來の販売の割合が高くなっているのは、どのような理由によるのか気になるところである。

西原と中城は西原の地にあった製糖工場への搬入であったと思う。与那原と泡瀬の間に馬車軌道が全面的に開通したのは、大正5年であった。軌道上を

	大 4	大10	大11	大12	大13	大14	昭元	昭 7	昭12
浦 添	0.8	1.6	1.7	7.8	9.5	0.3	2.4	3.1	9.8
宜野湾	6.9	29.6	27.7	33.8	34.2	32.9	23.8	30.0	35.9
北 谷	48.7	53.6	46.6	48.2	43.1	48.2	41.1	42.9	44.7
読谷山	40.1	47.7	41.6	38.5	32.8	40.7	37.2	41.6	47.3
越 来	61.7	60.5	54.7	60.1	53.5	58.6	49.7	44.4	40.0
美 里	8.9	18.2	6.4	15.1	9.3	16.0	11.8	8.3	8.5
具志川	14.9	6.1	5.3	9.6	6.6	10.2	7.7	8.3	4.6
与那城	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 連	0	19.2	0	0	0	0	0	0	0
中 城	5.4	14.9	14.1	22.2	22.1	24.4	23.8	21.3	22.0
西 原	39.4	51.8	42.0	61.0	46.7	52.5	52.8	41.2	38.4

客馬車も走っていたが、製糖期になると、甘蔗を満載した貨車が頻繁に往来していたということである。西原と中城からはこの馬車軌道を利用して、多くの原料が西原の工場に搬入されていたことになる。単線である軌道上を甘蔗を満載した貨車と客車が往来していた。両者が行き合うときには客車を軌道からおろし、貨車を行かせてから客車を軌道に戻したということである。製糖期になると甘蔗を積んだ貨車が工場へと向かっていたという。

浦添の甘蔗の販売は10%にも満たない状況であった。が、沖縄県鉄道嘉手納線の開通との関係がどうなっていたのかということに関心を持っている。表の数値からみると鉄道開通との関係があったのではなかろうかと考えている。

『浦添市史』第6巻に甘蔗の販売について次のように記されている。

製糖関係（表は略する－注）では、今見たように、甘蔗が2.8倍の増加となっているが、うちわずかに3%であるが、販売用という数字が出ている。これは地理的にみて、当時宜野湾村大山にあった台南製糖株式会社の宜野湾製糖所に搬入されていたのであろう。

『浦添市史』の記述は、明治37年頃と比較して大正9年前後の甘蔗の販売を宜野湾製糖所との関わりで推測していると思っている。宜野湾製糖所は、大

注：浦添における甘蔗の作付け面積と収量

	面積	収量
明治37年	219町7反	12,438千斤
大正9年	398町9反5畝	34,231千斤
昭和元年	453町3反	32,161千斤
昭和8年	431町5反	36,857千斤

正5年に創立された沖縄製糖株式会社の工場として、大正6年から操業を開始したが、その年に会社とともに工場も台南製糖に併合された。しかし、その工場も大正11年には操業を停止している。

大正10年、11年頃までの浦添産出の甘蔗の販売先は、『浦添市史』が記述しているように宜野湾にある工場ということになるが、前の表からすると、工場閉鎖後の大正12年、大正13年と販売の割合は増加している。（絶対量も増えている）。

宜野湾製糖所の閉鎖後の販売割合の増加をどう考えたらよいのか。『浦添市史』第6巻の記述から類推すると、宜野湾の工場閉鎖後は嘉手納工場への搬入ということになったのではないかと考えている。

浦添の甘蔗の販売が大正12年・13年と増えたのは、大正11年3月に開通した県鉄嘉手納線との関わりがあったのではないかと推測している。

鉄道の敷設は、地方の産業振興という目的もあったこと故、鉄道敷設に伴って工場への原料搬入の働き掛けがなされたのではないかと考えている。甘蔗

の生産農家は、基本的には生産した原料を自家製糖に回し、一部を工場へ搬入していたのである。近代的な設備を備えた製糖工場の操業は、農家からの原料に依存しており、年によっては操業期間を短縮せざるを得なかったこともあった。そのようなこともあり、農家への原料搬入の勧誘は工場からだけでなく公的な機関からもなされていたようである。

そのようなことからして、鉄道の開通に伴って原料の工場への搬入については、原料搬入奨励がなされていたのではないか。そのことが、遠く離れた嘉

手納工場への搬入となり大正12・13年の販売の増加になったものと考えている。大正14年に急激に落ち込んでいるが、昭和になると増える傾向にある。

工場に搬入する原料の値段を決めるにあたっては、会社側と原料生産農家との間でいろいろなやり取りがあり、工場への原料搬入量に影響を及ぼすことになった。大正14年の浦添の甘蔗販売割合が急激に落ち込んだのは、そのあたりとの関わりもあったのではないかと考えている。

候文物語について

徳 元 剛

はじめに

候文物語についての研究は、まだその蓄積がありません。一部の研究者は早くからこれに着目して、いくつかの研究成果を発表していますが（池宮正治氏など）、まだ琉球文学研究全体の流れの中ではそれほど注目視されているとは言えません。

候文物語について述べる前に、まずこの候文物語が収録されている資料について触れておく必要があると思います。

候文物語が収録されている資料には、識名信升家文書『御教条註解』、糸洲家文書『御教条註解』、豊川善佐『万雑書集』（ともに八重山博物館蔵）などがあります。それらの中には、まだ紹介さえされていない物語も多く含まれています。

それらの資料の中でも特に、ここでは『御教条註解』を取り上げて、その成立について考えてみたいと思います。おそらくそうすることによって、さらにその資料に収録された候文物語の成立をも考えることになりましょう。

1. 『御教条』について

『御教条』（1732年、評定所から布達された修身書の類。その編集には、かの具志頭親方＝蔡温が関わっています）に示されたところに限っていうなら、その中で理想化されている、儒教あるいは儒学というのは、あくまでも身分制を確立し、封建制度に立脚した首里王府が、王国を支える人民はかくあるべし、との要請あるいは奨励として提示されたものだと考

えることができます。

「忠」とは、自分の主君＝国王に対して、忠誠を尽くすことをいいます。『御教条』の中に、琉球王国を一艘の船にたとえた箇所があります。「国中相治候儀、縦令は船中之働同段に候。何れも其働不仕は、船は及難儀、国は及衰微候儀、決定之事候」。一国を治めるということは、たとえば船に乗り込んで航海に出ることと、まさしく同じである。もしその船の乗組員たちが充分にその役目を果たさないとするなら、とてもまともな航海など望めるものではない。国を治めることもそれと同じで、身分の高い人も低い人も、役人も百姓も、それ相応の役目をしっかりと果たして、ともに心を合わせることによって、国が成り立っていくのである。もしそうでなければ、国の勢いは次第に衰えて、やがて滅んでしまうだろう。『御教条』は候文で書かれているので、それを現代口語文に訳すると、以上ようになります。国の運営を一艘の船にたとえるあたり、一昔前まで盛んにいわれた「宇宙船＝地球号」、あるいは「不沈空母＝日本」、といった発想と共通するところがあります。

次に「孝」とは、自分の両親に対して、孝行を尽くすことをいいます。『御教条』には、次のように述べられています。「人間之道と申は、孝行題目に候」。ただし、ここにいわれる「孝」は、ただ単に親への孝行で完結するものではありません。そのことは、上に引用した文章に続いて述べられていることを考えれば、すぐわかります。「孝行と申は、諸士・百姓共、其身之行跡題目にして、家中人数、其外親類縁者に至迄睦敷取合、尤御奉公人は、国家之為何篇入精、又百姓等は家業無油断相働、各件之勤を以父母安心させ候儀、孝行と申事候」。親を安心させるため

には、近しい人間関係から出発して、最終的には国家＝首里王府に貢献できるような人間になることだ、と述べられています。王府をささえる論理として、各人の孝行の実践を奨励しているわけです。

かつての琉球王国は、時代区分でいえば近世の末期まで、こういう「忠」と「孝」を努めて実践するような、そういう人間のありかたを、とりわけ奨励していたのです。高良倉吉氏（琉球大学助教授）が『御教条の世界』（ひるぎ社おきな作文庫、1982年）で触れているように、近世の末期まで、『御教条』が、村学校のいわゆる教科書として使われていた、ということからも、その影響力がうかがえます。

また、『御教条』以外の史料を挙げるなら、影響力そのものとしての、さらにいうなら、『御教条』に反映された近世までの支配的な道徳観または倫理観としての「忠」と「孝」は、王国の正史『球陽』にも表れています（「正史」にたいして「野史」という歴史用語があります。王府の承認によってまとめられたのが「正史」で、民間あるいは地域といった視点からまとめあげられたのが「野史」といわれます。たとえば地域史、とくに、かつての北山王府である今帰仁村のそれに、野史的な視点を、意識的なものとして感じます）。

『球陽』には、それが王国の正史だというのは、けっこう一般人の「忠」「孝」的な美談が記されています。裏をかえせば、「忠」「孝」的な記事あるいは人物が、琉球王国内にいかに少なかったか、または、そういう記事・人物として取り上げられるような出来事がいかに珍しいものだったか、が推察できます。

たとえば、規則というものを考えてみるなら、それに定められたことと反対のことが実際に行われているときにこそ、それを定める意味があるといえます。うまくいっていることについて、わざわざ差出がましいことを言う必要はほとんど、いや、まったくないわけです。

現代人の中には、誰でもとくにわかりきっていることを、おせっかいにもくどくど説教してくれる人がときどきいますが、王国の正史ともあろう『球陽』が、そういうくだらないことを取り上げて、さも立派な人間が琉球王国中にあふれかえっているよ

うな印象を与えて、悦に入っているとは、どうも考えられません。やはり不忠者や親不孝者が、近世の琉球王国には多かったのではないかと思います。そんな人達に、いわば訓を垂れるかたちで、『球陽』における忠臣・孝行者の礼讃が行われた、と考えるほうが、より自然です。また、別の視点から考えてみるなら、王府が考えている孝行と、一般人が考えている孝行が、多少ずれていたとも考えられます。具体的にその「ずれ」を証明するような資料は見当たりませんが、可能性としては考えることができます。知っての通り、親孝行にも、いろいろなヴァリエーションがあるのです。

しかし、首里王府によって奨励された、そういう理想的な人間像が、現在ではまったくかえり見られなくなった、というつもりはありません。その理想は、しっかり現在にも（かろうじて、かもしれませんが）受け継がれています。

現在でも割と健在だろう、と思っていますが、たとえば沖縄芝居の中にも、このような理想的な人間が登場人物となって、観客の喝采を浴びています。

「忠」のほうは、どうも廃れてしまいそうな雰囲気になっていますが、「孝」のほうはまだまだ、今もって健在のようで、沖縄芝居といえば「孝行もの」といったイメージが、けっこう強いのではないかと思います。しかし、その沖縄芝居も、ジェネレーション・ギャップとでもいうのか、観客はほとんどが老年寄りで、若者の姿はほんのわずかです。

高良倉吉氏は、『御教条』に示された、この理想的な人間像の中に、少なくとも『御教条』が布達された当時の琉球の、ことさら薩摩に対する政治的な思惑を読み取ることができる、といった意味のことを述べています。

高良氏は、『御教条の世界』の「おわりに」に、『御教条』を読むにあたっての、忘れてはいけない基本認識として、次の3点を挙げています。

〔第1〕『御教条』の布達された時期が、封建的な身分制を前提とした時代だったこと。

〔第2〕『御教条』の文言が、首里王府の立場に貫かれていること。

〔第3〕『御教条』は、強い政治的配慮をひめた政治的文書だということ。

高良氏は他に、『御教条』の中に、道德書としての普遍性よりも、歴史資料としての時代性を読み取る必要があること、そしてこの視点を欠いては、この史料の歴史的価値が失われること、なども強調しています。

2. 『御教条註解』について

『御教条註解』が『御教条』の註解書とでもいうような性格の史料だということは、その表題からすると明らかです。ここで「表題からすると」とわざわざことわっているのには理由があります。『御教条註解』と表題のついた史料(写本)はいくつか伝わっていますが、それらの中身はいくぶん表題を裏切る結果になっています。

ここに、識名信升家文書『御教条註解』(八重山博物館蔵)と、糸洲家文書『御教条註解』(八重山博物館蔵)を例にとります。

はじめに『御教条』の註解としての、本文にあたる部分があります。次に『御教条』の言わんとしていること、その精神を、具体的に例を挙げるかたちで、付録記としての候文物語など数編が続きます。原史料に目次はありませんが、あえてそれを作るなら、下記のようになります。

識名信升家文書『御教条註解』

- (1) 註解
- (2) 北山落城敵打
- (3) 護作丸姉弟敵打
- (4) 章姉以身奉親事
- (5) 亡父敵打之事
- (6) 孝児継母免科事
- (7) 名護親方程順則善行伝
- (8) 具志頭親方蔡温公善行伝
- (9) 王府糸満親雲上山賊を捕候事
- (10) 八重山島仲本にて海中にて魚之助を得故郷いたし候事

(11) 口上覚

糸洲家文書『御教条註解』

- (1) 註解
- (2) 北山落城敵打
- (3) 亡父敵打之事
- (4) 孝児継母免科事

以下、識名信升家文書『御教条註解』にしぼってその内容を述べます。

① 註解部分

(1)で註解されているのは、『御教条』の冒頭部分のみです。この冒頭部分は、下に挙げたような被註解部分として、註解部分よりも多少文字を大きくして書かれています。

- i. 「御当国之儀」
- ii. 「天孫氏被遊開国候得共、御政法又は礼式杯と申事も然々無之、殊に小国之事にて何篇不自由罷在候処、其末之御代より方々へ致渡海、乍漸国用筈合置候」
- iii. 「然共於諸間切に諸按司心次第城を相構、各争威勢、年々兵乱差起候故、上下万民之憂勿論之事候」
- iv. 「右之時節唐より封王有之、礼法惣体之儀は先以相立候得共、国中万事之儀に付ては前代に差て無之、剩兵乱方々より差起り、国中之騒動言語道断に候」
- v. 「其後兵乱之儀は相鎮候得共、右通之次第に付て、御政法并風俗迄段々不宜儀為有之事候」
- vi. 「然処、御国許之御下知相隨候以後、万事思召之通相達、御政法風俗迄引改、今以上下万民安堵仕、目出度御世に罷成候儀、誠以御国許之御厚恩也」

註解にあたる部分は歴代国王の伝記風になっているので、国王名などを使って(1)全体の構造を次に記します。

- i ……琉球の元来／琉球の漢字表記の変遷／琉球の君主と中国のそれとの比較
- ii ……開闢神話／舜天／玉城（三山分立）
- iii ……尚泰久（護佐丸・阿摩和利の乱）
- iv ……西威／察度
- v ……尚円
- vi ……義本／英祖／尚巴志

なお、玉城王についての記述がはじまる直前に、「附、此下先王御行跡の賢慮を記せり」という1文があります。さらに読み進むと分かることですが、歴代国王の行跡をたどりながら、『御教条』冒頭被註解部分の記述とシンクロナイズさせようという意図が読み取れます。

たとえば、iii「然共於諸間切に諸按司心次第城を相構、各争威勢、年々兵乱差起候故、上下万民之憂勿論之事候」に続いて、護佐丸・阿摩和利の乱についての記述がなされる、という具合です。そういう意図の下に記述されている、と考えるなら、国王の名が世代順になっていないことも納得できます。つまり、あくまでも『御教条』の記述の順序に沿って、各国王の行跡を当てはめているわけです。

しかしながら、この意図（意図があると認めた上での話ですが）は、徐々にずれを生じさせていきます。そのずれが決定的になるのは、vi以降においてです。viには、1609年の薩摩入りのおかげで琉球の「御政法風俗迄引改」ったことが述べられています。ところが、そのすぐ後に続く註解とみられる部分は、義本・英祖・尚巴志の行跡についてです。明らかに、『御教条』の記述viと、その註解としての記述に、まったくといっていいほど対応関係がありません。

②候文物語

(2)(3)(4)(5)(6)(9)(10)は候文物語です。

(2)は、「浦添市立図書館紀要」第5号に史料紹介のかたちで全文掲載されています。他の候文物語にくらべてめずらしく、28帳の長編です。それに、10段に段落分けされているのも特徴です。

(3)は、組踊「二童敵討」の物語版です。(1)―iiiの註解に記された護佐丸・阿摩和利の乱とはあらずじ

が異なりなす。鬼大城が登場するのと違って、二童（鶴松と亀千代）が仇討ちする話になっています。歴史としての護佐丸伝と、文学としてのそのの違いです。

(4)は、組踊「孝行の巻」の物語版です。周煌『琉球国志略』（1757年）烈女の項にも紹介されている話です。嘉手納町の「屋良ムルチ伝説」としても有名です。

(5)は、夫の米次按司を殺され、その仇討ちをする妻の話です。『遺老説伝』にもそれと同じ記事が出ています。

(6)は、継母の仕打ちに耐える息子の話です。いまのところ、別の文献に、これと同じ内容の記事などは見当たりません。

(9)は、糸満親雲上がスパイになって、山賊をおとし入れる話です。これまた『球陽』にも記事が出ています（『球陽』読み下し編巻五300番）。

(10)は、無人島に流された孝行者の仲本にやが、神仏の思し召しを受けて、魚の背に乗って村に帰る話です。仲本にやがなぜ神仏の助けを得られたかの理由を、この話の取材者（著者）が追求していく、というかたちになっています。

③人物伝

(7)(8)は人物伝で、程順則と蔡温が取り上げられており、著者名もはっきりしています。(7)には「序」が付けられており、そこにはこの文書の成り立ちが説明されています。下に引用します。

序

唐栄之名護親方程順則は、才智広有徳之人にて、其行を後世に伝へんと、同郷後学屋富祖親方鄭章観記置候文書、

主上被為遊照覧、寔に徳行世上之鑑み、善心興起之為可相成故、召広させ給はんと被思召上候。然処、漢文字にて候得は難見して、広相時行間敷哉、仍て和文に移して可差上旨蒙仰、誠以御趣意之程難有次第恐感仕、乍無功者御請申上、右文書拜見仕候得は、事数條にして文調一條に被綴置候。和文にてケ條書を以聞へ易く有之候付、

其向に書調、謹て奉進呈候也。
道光二十四年甲辰三月 喜納親雲上

(8)の末尾には、下のように記されています。

嘉慶十二年丁卯四月十五日 鄭章觀謹記之

この(8)も(7)と同じように和文（候文）で記されていること、鄭章觀が記した程順則伝を王府の指示で喜納親雲上が和文に書き改めたこと、この2点を考え合わせると、(8)も喜納親雲上が和文書き改めをしたのかもしれない。

以上、『御教条註解』について、その内容を、あらまし述べてみました。

3. 琉球の散文物語

琉球の散文物語は、その文体から2種類に分けることができます。1つは「～ありけり」調の擬古文物語で、もう1つは「～為有之事候」調の候文物語です。「～あいびいたん」調の琉球語、あるいは何かの琉球文体による散文物語はありません。

池宮正治氏（琉球大学教授）は、「琉球文学の概観」（『琉球文学論の方法』所収、1982年）の中で、

和文学の散文（物語）は、琉球文学でついに発達することのなかった散文を、本土の物語文学に触発されて、言い換えると散文精神で作られたもので、文体こそ違うが琉球文学に欠如した散文物語の外延として位置づけられる。

と述べています。

ここに言われる琉球文学は、あえて狭義の琉球文学で、琉球人の琉球語による文学の意味であろうと思われます。そして「和文学の散文（物語）」は、多分に擬古文物語を意識していると思われます。散文は近世までペダンティックな文芸であったといえます。典例故実が作品の随所に盛り込まれ、作者の教養の高さが誇示されます。しかし、こういったものだけが散文作品だと考えるわけにはいきません。こ

ういったペダンティズムや、「散文精神」の有無を取りあえず置くとするなら、「和文学の散文（物語）」に候文物語を含めて考えることができると思います。

この場合、狭義の琉球文学は和文学と対立し、和文である擬古文や候文で書かれた散文物語は琉球文学に含まれません。しかし、広義の琉球文学という意味で、上著の中で池宮氏はさらに次の3点に注目します。

〔第1点〕琉球散文物語は琉球人の手になる散文物語であるということ。

〔第2点〕和文学ならびその文体である擬古文の受容と、それらの琉球文学に与えた影響ということ。

〔第3点〕琉球語と日本語がともに、日本祖語という想定された古言語を源流とする姉妹語であるということ。

さらに候文物語をも考え合わせると、池宮氏の言うように、琉球における和文（擬古文と候文）の物語を琉球文学の外延として捉え、広義の琉球文学に含めるのが妥当でしょう。

散文精神を持った琉球人の、琉球語による散文物語、つまり本格的琉球散文物語とでもいうべきものは、確かに琉球文学に欠如しています。しかし、その欠如した部分を補うものとして、和文学の手法と文体を取り入れた擬古文物語と候文物語があると考えられます。

4. 候文物語

候文物語は、擬古文物語ほどには注目されていない分野です。私の知る限りでは、池宮正治氏が「恋路の文」（『沖縄文化』40号所収の「恋路の文解説」、1973年）と、「孝女伝」（浦添の歴史資料シリーズIV『浦添の戯曲物語集』所収、1987年）を取り上げているのみです。池宮氏は、「恋路の文」が沖縄芝居「泊阿嘉」「薬師堂」の原作だということを指摘しています。また「孝女伝」が、その物語の中に悪人が登場しないこと、主人公の鶴が立身出世しないことで、

異色だということを述べています。ちなみに、豊川善佐『万難書集』（八重山博物館蔵）に「孝道花鐘」という候文物語が収録されていますが、これは「孝女伝」と同じ内容の物語で、その構造や文章の形まで似ています。もともとは同じ資料からの筆写だと思われる。この点を指摘しておきます。

候文物語は、役人をめざす人のための手習い文に使われたと考えられています。そう考えるときの根拠は、物語の末尾に「月 日」（具体的な日付は付いていません。某月某日の意味です）が記されていることにあります。「月 日」は、それが書簡のかたちだということを示すものです。つまり、書簡を差し出した日付に当たるわけです。

『御教条』は、高良倉吉氏が前出の『御教条の世界』で述べているように、役人志願者の手習い文としても用いられたといえます。そして『御教条註解』中の候文物語も、それと同じでしょう。しかし、そのことがこの資料の本質を必ずしも全規定するわけではありません。

もちろん、手習い文という附带的意味を無視はしませんが、識名信升家文書『御教条註解』に収められている候文物語の多くには、この「月 日」がありません。唯一それが付いているのは、「八重山島仲本にや海中にて魚之助を得故郷いたし候事」の一編だけです。

ちなみに、他の候文物語の末尾がどうなっているのか、次にあげてみます。

「畢」——北山落城敵打

「～承候也」——護作丸姉弟敵打

「～相見得申候也」——章姉以身奉親事

「～承候也」——亡父敵打之事

「～古老相伝之儘承候也」——孝児継母免科事

「～古老相伝之儘承候也」——王府糸満親雲上山賊を捕候事

こうして見てみると、ほとんどの物語が「伝え聞いた話である」といった終わり方だということが分かります。この終わり方に書簡の形式は認められません。

たとえば糸洲家文書『稽古案文』上・下巻は、いわゆる文書作成のための手引書です。上巻は伊地筑登之親雲上・森田筑登之親雲上2人の添削を受け、下巻は光緒2年文談稽古のため上国した時久場筑登之親雲上の添削を受けた、とそれぞれの表紙に記されています。これを見ると、いろいろの具体的な件例について案文され、それに添削が行われていることが分かります。また、「稽古案文」らしそうな表題のついた資料も、古文書類の中から見つけだすことができます。京都大学文学部博物館所蔵の琉球資料のなかにも、『日用文例』という資料があり、高良倉吉氏が『おきなわ歴史物語』（ひるぎ社おきなわ文庫、1984年）に、その中の「遊女の手紙」を紹介しています。それらは、あきらかに、書簡の形式をふまえており、「月 日」はもちろん、「一筆致啓上候」の冒頭の言葉や、「恐惶謹言」などの結びの言葉もみえます。

それらの、明らかに案文集だとはっきりしている資料とくらべると、『御教条註解』は、かなりおもむきが違うと思います。

『御教条註解』は、『御教条』の内容、いいかえれば、『御教条』に示された思想を、敷衍するという一定の目的をもって、編集されたものだと考えられます。そして、この資料に付録というかたちで収録された候文物語も、まず『御教条』を敷衍するためのものだと考えるのが、妥当だと思います。

先に取り上げた、ふたつの資料、識名信升家文書『御教条註解』と、糸洲家文書『御教条註解』は、それぞれに収録された候文物語の編数が異なっているとはいえ、『御教条註解』の本文としての註解部分は、表題からして当然ながら、両方の資料に見ることができます。このふたつの『御教条註解』の成立には、一定の目的意識があり、その意識は本文としての註解部分に現れていると考えられます。つまり、まず『御教条』の註解部分が主文としてあり、それに『御教条』とその註解部分の意図に沿った物語が、候文物語として随意に付録されたのではないかと、ということです。

『御教条』と同じように、首里王府が奨励する人民像の具体例が、それらの付録された候文物語の各

編に描写されており、まさにこの一点で全編がつらぬかれているといってもいいでしょう。

そのことからして、すくなくとも『御教条註解』という名の資料が成立した当時には、その資料には役人志願者の手習い文としての意図はなかったと思われます。よって、付録の候文物語の各編も、もともとは手習い文などではなく、ひとえに『御教条』に示されたような、王府が奨励する理想的人民像の具体例を、物語の形式でわかりやすく示したものだと思われる。

次に、『御教条註解』と、その中の候文物語が、役人志願者の手習い文として使用された可能性については、おおいにあり得ます。というより、そうであっても問題はないのです。ようするに、役人志願者は、字の書きかた、文章のつづりかたを学べればいいのであり、その目的のために『御教条註解』が使用されたとしても、それはそれでいいのです。ただし、『御教条註解』がたとえ手習い文として使用されたとしても、そのことによって、この資料の本質が変わるものではありません。『御教条註解』は『御教条』とともに、近世封建社会を肯定する意図を持つものであり、それに収録された候文物語も、まずそういう観点から検討されるべきものだと思います。

おわりに

候文物語についての論究は、これまでに多くなされてきたとはいえません。たとえば、同じく物語文学としての擬古文物語ほどには、研究者の間で注目されているとはいえません。平敷屋朝敏のような魅力と謎に満ちた人物が作者だということも手伝ってか、擬古文物語の研究には歴史があります。しかし候文物語については、その作者がわかるような作品はありませんし、しかも、平敷屋朝敏の擬古文物語にくらべて、作品に文芸精神あるいは創造性とでもいうようなものが、はなはだ希薄といわざるを得ません。口碑伝説や『球陽』などの歴史書から取材していることは明らかで、その取材通りの物語になっているのです。

そして、次の点が決定的に候文物語を古くしてい

ます。作品のテーマが『御教条』あるいは『御教条註解』に奨励されている人間の徳目としての「忠」と「孝」にかたよっていることは、『御教条』がその効力を有していた時代（近世）の、いわば要請・制約にしばられてしまって、自由な作品世界を創造し得なかったことを、示しているように思えます。かつて組踊がたどってきた道を、候文物語もまたたどった、といえなくもないでしょう。候文物語という文芸ジャンルをあえて立てるなら、それにおいては、文芸精神・創造性など期待するべくありません。琉球における候文は、公文書の表記法としては充分その役目を果たしましたが、こと文芸においては優れた作品を残し得なかった、といえると思います。

しかし、たとえ候文物語に文芸精神・創造性が希薄だとしても、それは読者の側がそれを読んで楽しいかどうかの話であって、この候文物語が琉球文学の中にどう位置づけられるのかという問題とは、別のことです。

そういう観点から、候文物語にもっとも早くから注目している人に、池宮正治氏がいます。池宮氏は過去に「恋路の文」と「孝女伝」を翻刻・紹介しました。特に「恋路の文」に関しては、『泊阿嘉』評判記（『琉球文学論』所収）において、琉球歌劇「泊阿嘉」と「薬師堂」のもとになった物語との視点から、鋭い指摘をおこなっています。また『浦添市立図書館紀要』の第5号に、「北山落城敵打」が著者の名で翻刻されています（この資料を著者に紹介してくださったのは、そもそも池宮氏です。また、氏の御指導に対し、ここにあらためて感謝いたします）。

候文物語と沖縄芝居との関わりについては、まだ充分に理解されていないように思われます。沖縄芝居の、いわば原作としての候文物語には、2編あります。先に触れておきましたが、1つは歌劇「泊阿嘉」と「薬師堂」の原作「恋路の文」です。もう1つは方言セリフ劇「今帰仁由来記」の原作「北山落城敵打」です。「泊阿嘉」は我如古弥栄の作、「薬師堂」は伊良波尹吉の作、「今帰仁由来記」は渡嘉敷守良の作だと普通考えられているようです。しかし、池宮正治氏をはじめ、一部の研究者によって、かならずしもそうとはいえない状況が明らかになりつつ

あります。その成果の1つが、前述の池宮氏の論考「『泊阿嘉』評判記」です。

くりかえしになりますが、候文物語については、まだまだ研究の余地が多くあると思います。まず手

始めにやっておかなければならないこととして、資料の紹介があります。多くの候文物語が紹介されていくことによって、それについての研究の気運が高まっていくことを期待します。

〔短信〕

沖縄学講座シリーズから

浦添市立図書館に設置された沖縄学研究室では、図書館利用者に対するレファレンス強化のため、沖縄関係及び中国・アジア関係資料を収集し、利用者に提供しています。その活動のひとつに、年16回の沖縄学講座を開催しています。

沖縄学講座シリーズには、それぞれの目的で3つの性格の講座があります。

(1)市史を読む会（年6回）

1989（平成元）年に浦添市史編集事業が終了（全8巻）し、その成果を市民・利用者に普及すること、研究室開設後新たに収集した沖縄・中国・アジア関係資料をテーマにその成果を普及すること、現在沖縄学の様々な分野でどのような問題が議論されているのかを紹介する講座。

(2)評定所を読む会（年5回）

研究室内で編集し刊行している『琉球王国評定所文書』（1～9巻既刊）と、その中の歴史的な事件や人物等の話を紹介する講座。

(3)古文書を読む会（年5回）

沖縄の文学や政治等様々な分野の歴史文書、沖縄の古文書に親しんでもらうことを目的とした講座。

このような沖縄学講座は、沖縄を対象に研究している専門の研究者を講師に迎えて開催し、参加も市民に限らず無料で自由にできます。

今年開催された沖縄学講座から2、3紹介しましょう。

①「琉球家譜の成立とその意義—家譜（系図）にみる家督継承と身分制度—」

6月25日（会場：浦添市立図書館）、講師に沖縄の家譜に詳しい田名真之氏（那覇市文化局歴史資料室）を迎えて開催されました。

家譜は、沖縄の近世期士族層が有した家系に関

する記録で、一族（門中）度に特定された姓を冠し、本家また分家においても作成されています。内容としては、系祖以下各人の戸籍（世系）と履歴（記録）が記されています。

沖縄学研究室に、自分自身や祖先のルーツに関して相談で訪れる利用者は少なくありません。こうした相談に対して先ず質問し紹介するのが、家譜の資料と、家譜（系図）関係の論文です。現在でも位牌祭祀や継承の問題等に引き合いにだされる等、＜家譜＞をめぐる人々の関心は歴史の問題ではなく、現在の問題として存在しています。

講師の田名氏によって、「家譜とは」「家譜の編集」「家系継承上の禁忌（タブー）—嫡子押込（チャウシクミ）、兄弟重合（チョーデーカサバイ）、他系混淆（タチーマジクイ）、女元祖（イナグガンス）」「『紘明法条』（1768）」の内容が紹介されました。

②伊波普猷物外忌記念講座「伊波普猷『沖縄女性史』の現代的意義—女性の人権を考える—」

8月20日（会場：浦添市立図書館）、講師に若尾典子（名古屋大学講師）に迎えて開催。

8月13日は、沖縄学の父・伊波普猷の命日で、伊波の雅号が物外であることから物外忌とよばれています。伊波の墓が、浦添城跡公園の中にあることもあって、研究室では物外忌には、その墓参りと記念講座を毎年恒例に開催しています。伊波の知名度からか沖縄学講座の中でも人気のある講座になっています。

伊波の幅広い研究成果をふまえ、様々な視点から沖縄学の研究に携わる方を講師に招いています。

今年の講師は、女性史研究からの視点で「沖縄女性史研究への基礎視角—柳田國男と伊波普猷」

（『沖縄文化研究12』1986）、「伊波普猷『沖縄女性史』の現代的意義」（『歴史評論』529、1994）の論文を発表した若尾典子氏。明治・大正・昭和と近代日本の中で庶民に視点をあてた、民俗学者・柳田國男の女性観と、伊波のそれを比較し、伊波が「男性問題を通して女性問題を捉え、理想的な主婦像の賛美に偏ることなく、女性の教育論等実践

的な問題意識の中で女性史に向き合った」と、柳田と違う啓蒙活動展開等の実践的な研究を評価。講座の当日は沖縄の祖先祭祀で重要なお盆(旧暦)の期間であったが、参加者はほとんど女性達。現代を生きる女性達に関心のあるテーマが提供できたのではないのでしょうか。

講演のテーマにあわせて、研究室の展示コーナーでは「戦前の女性風俗パネル展」が8月9日から約2ヵ月開催されました。

③「都市づくりと文化財シンポジウムー浦添城跡の整備と活用を考えるー」

10月29日(会場：浦添市ハーモニーセンター)

このシンポジウムは、環境整備や地域の文化高揚に伴い、歴史的建造物である「城跡」が文化財として保存・活用されはじめた沖縄の状況を背景に企画されました。

浦添市でも国指定史跡浦添城跡の復元整備を計画しています。この問題は、長期にわたる発掘・復元整備事業に伴う経費・人的投資、広大な面積のグスク空間等の面から考えると、文化財整備の問題というよりも、都市づくり事業として位置づける必要があります。こうした視点から各分野の専門家に議論していただきました。

シンポジウムは、安里進氏(浦添市教育委員会文化課主幹)を進行役に、パネラーに高良倉吉氏(歴史学：琉球大学助教授)、池田栄史氏(戦跡考古学：琉球大学助教授)、長浜真勇氏(読谷村文化振興係長)、山口洋子氏(造園設計：あい造園設計)の4名。

安里氏は、市民が親しむ城跡の活用に重点をあて、

散歩コース、また、今後20年に及ぶ整備事業の中で教育現場に発掘作業を取り組み活用することを提案。

首里城の復元整備事業に関わった高良氏は、住民自身の手による事業にするための方針の必要性を説き、組織と人材の充実が重要であると提言。

池田氏は、沖縄のグスクは近世史のうえで戦争の舞台であり、同じように第二次世界大戦でも多くの戦場であったことを紹介。浦添グスクに関しても戦跡考古学の対象になりえる存在であることを紹介しました。

県下のグスク活用で、演劇・映画等の活動場としての利用等を取り込んだ活動を展開している先行地域・読谷村の長浜氏は、座喜味城跡活用の具体的な経験を紹介、城跡で行なわれる多くのイベントで、役所職員はもちろん、住民の多くが参加していることが活動の活性化につながっていると強調。

ランドスケープ(風景論)の専門家・山口氏は、都市の中におけるグスクの位置が、エネルギーの集約する場所に位置しているのかを、首里城、弁ヶ岳、今帰仁城を例にとって紹介。山や川や森との自然造形を取り込んだ風水思想との関連からも、城跡の復元整備事業を考えるうえでは、水が高いところから低いところへ流れるような自然の地形を利用して、無理な造成整備ではない開発整備が必要であると主張。都市づくりのうえでグスクが中心になることが望ましいと提案しました。

沖縄学研究室展示コーナーでは、シンポジウムのテーマにあわせて、10月29日から約2ヵ月間、浦添グスクパネルや発掘調査成果が紹介されました。

(栗国)

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介

■『琉球王国評定所文書』第9巻

*1993年3月発行 *口絵8頁、本文690頁、総718頁

*市販定価4,120円（消費税込み）

☐発刊のあいさつ 浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

☐目次 ☐凡例

〔巻頭論考〕翁長親方八重山島規模帳について・・・・・・新城敏男

1 亜船来着日記（咸豊4年）

*1514号 *解題・田名真之

2 魯西亜国船来着那覇ニ而之日記（咸豊4年）

*1518号 *解題・西里喜行

3 亜船来着ニ寸那覇ニ而之日記（咸豊4年）

*1519号 *解題・池宮正治

4 従大和下状（咸豊4年～5年）

*1521号 *解題・小野まさ子

5 年中各月日記（咸豊5年）

*1526号 *解題・小野まさ子

6 標題のみ（6件）

☐編集委員名等

■『琉球王国評定所文書』第10巻

*1994年3月発行 *口絵8頁、本文656頁、総699頁

*市販定価4,120円（消費税込み）

☐発刊のあいさつ 浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

☐目次 ☐凡例

〔巻頭論考〕近世奄美船の砂糖樽交易と漂着・・・・・・弓削政己

1 従大和下状（咸豊元年～5年）

*1523号 *解題・豊見山和行

2 御状案書（咸豊元年～5年）

*1524号 *解題・高良倉吉

3 従大和下状（咸豊5年～6年）

*1527号 *解題・仲地哲夫

☐編集委員名等

『浦添市立図書館紀要』の紹介

浦添市立図書館では、1989年から『浦添市立図書館紀要』を刊行している。紀要発刊目的の一つは、図書館利用状況等を分析・検討し、図書館運営の参考にすると同時に、図書館学界に必要情報を提供することである。次に、沖縄学研究室を編集事務局として刊行している『琉球王国評定所文書』の関連資料、1990年に事業完了し、その後沖縄学研究室で引き継いだ『浦添市史』（全8巻・写真集等）の関連資料、また新たに収集した沖縄学関係資料からの歴史・文化研究の専門論説を掲載することで、沖縄の歴史・文化に対する認識を広げることにある。

つまり、図書館学の専門誌であると同時に、沖縄の歴史・文化に関する専門誌といえる。このような性格を持つ市町村立図書館発行の専門誌は、全国的にもめずらしい。

『浦添市立図書館紀要』は、年1冊の逐次刊行で、編集は図書館沖縄学研究室が担当している。毎年12月25日付で、さわやかなブルーの表紙でB5版。毎年1000冊が刊行され、市内の公的機関はもとより各市町村・県・国の図書館・大学、文化施設等の関係機関及び関係者に贈呈されている。現在通号5号まで刊行されている。

刊行された紀要は、図書館の郷土コーナー、レファレンス室、沖縄学研究室に置かれて、一般貸し出しは郷土コーナーででき、一般にも広く閲覧利用できるようになっている。

以下、これまでに刊行された『浦添市立図書館紀要』1～5号の記載内容の紹介である。

* 1号 (1989)

新発見の冊封使資料（愛知県岡崎市） 高良 倉吉
統計に見る浦添市立図書館の利用状況の分析

名護 正輝

浦添市立図書館の移動図書館巡回利用状況

山田 勉

評定所文書覚書(1) 進貢船と媽祖像 小野まさ子
冊封使・在番奉行・浦添間切について－「屋嘉部里

之子親雲上御仮屋守日記」から－ 豊見山和行
中国所在の琉球人墓碑の紹介 高良 倉吉
浦添の文化財の概要と地域的特色 前津 政廣
浦添関係文献紹介：伊波普猷著『古琉球』

高良 倉吉

短信：中国・泉州市図書館との交流

短信：福州市琉球人墓での先祖供養

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介：第1巻、第2巻、第3巻

琉球・中国交流史関係主要文献目録－日本語著作・日本語論文・中国語論文－

* 2号 (1990)

新発見のハル石（印部石）－近世琉球の土地測量資料－ 長間 安彦

浦添市立図書館のレファレンス業務について

名護 正輝

県内における移動図書館導入の手引き（試案）

山田 勉

評定所文書覚書(2) 幕末の那覇の「宿」について

小野まさ子

新発見の古琉球辞令書について

高良 倉吉

浦添の地頭について

福村 光敏

史料紹介：「琉球国王家年中行事 正月式之内」

豊見山和行

浦添関係文献紹介：鎌倉芳太郎ノート「浦添研究」

長間 安彦

短信：全国風水研究者会議の開催

高良 倉吉

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介：第4巻、第5巻

* 3号 (1991)

浦添市字仲間の宮城門中墓の墓誌について

福村 光敏

道隆寺にある琉球僧の墓－薩琉交流史の一側面

小野まさ子

統計にみる浦添市立図書館の6年間

伊波 盛三

いわゆる「宮古島旧記」について

平良 勝保

新発見の伊波普猷論文について

岸 秋正

中国調査略報－特に仙霞嶺越えの路程について

高良 倉吉
評定所文書覚書(3) ボード事件にみる女性たち

小野まさ子

浦添市字城間の屋号・姓名について 長間 安彦

浦添関係文献紹介：浦添ようどれの青石製の屋根を
めぐる謎とそれを解き明かす文献 福村 光敏

短信：「琉球史料叢書」の出版記事紹介 小野まさ子
『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介：第6巻、第
7巻

琉球・中国交流史関係主要文献目録

史料紹介：「老後家中記 伊江朝睦」

比嘉聡・沖縄歴史研究会

* 4号 (1992)

宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書 高良 倉吉
公共図書館の図書購入費と蔵書について親富祖善吉
明洪武朝の中琉関係 曹永和・外間みどり訳

浦添関係文献紹介：昭和7年発行の浦添小学校『創
立五十周年記念誌』の資料的価値 長間 安彦

短信：「国絵図」「竿入帳」閲覧・収集の県外出張
長間 安彦

『琉球王国評定所文書』既刊分の紹介：第8巻

沖縄学研究室寄贈受付図書資料

史料紹介：国学規模帳・国学公事帳について

豊見山和行

* 5号 (1993)

琉球から「道の島」へー字俣村焼内湾を訪ねて

長間 安彦

評定所文書覚書(4) 近世琉球での漆器の使用と製造

小野まさ子

評定所文書・得姓家譜にみる医術断簡ー御医者稲嶺
成英ー

徳元 剛

『南風原村文書』の「田方竿入帳」について

大城 邦夫

国粹主義の周辺と沖縄ー真境名安興の活動を中心
にー

粟国 恭子

浦添関係文献紹介：浦添の「副読本」的資料の紹介

長間 安彦

沖縄学研究室寄贈受付図書資料

本誌2号「琉球国王家年中行事 正月式之内」正誤
表

史料紹介：「申ノ年手々村神方居方究帳」について

玉木 順彦

史料紹介：「北山落城敵打」

徳元 剛

沖縄学研究室寄贈受付図書資料

【1992年度分】 ※ただし、雑誌・抜刷物・要覧・宣伝小冊子などは除外した。

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
4月4日	琉大史学 第11号	豊見山 和行（那覇）
〃	琉大史学 第13号	〃
〃	琉大史学 第14号	〃
〃	琉大史学 第16号	〃
4月10日	九州文化史研究所紀要 37号	九州大学文学部
4月28日	国立歴史民俗博物館館蔵資料概要	国立歴史民俗博物館
〃	もえぎ 第3号	浦添市てだこ学園大学院
〃	特別展 海上の道〈沖縄の文化〉 名古屋市博物館	高良 倉吉（那覇市）
〃	沖縄をテーマとした国語読本の編成に関する研究	琉球大学教育学部
5月22日	URASOE歴史たんけんブック	浦添市教育委員会指導課
〃	統計うらそえ 第23号	浦添市役所企画課
〃	広報うらそえ No.337～No.384〈浦添市広報縮刷版〉	浦添市役所総務課
〃	すくみち 第23号	今帰仁村歴史文化センター準備室
〃	南科研資料センター報告 No.48	鹿児島大学
〃	桜島 鹿児島大学南科研資料センター報告特別号第4号	〃
〃	琉球列島における音声の収集と研究Ⅰ〈沖縄言語研究センター報告1〉	沖縄言語研究センター
〃	石垣市史叢書2「与世山親方八重山島規模帳」	石垣市史編集室
〃	沖縄文化研究18	法政大学沖縄文化研究所
〃	琉球の方言16〈1991年度〉	〃
6月5日	琉球政府〈おきなわ文庫61〉	ひるぎ社
〃	歴史散歩マップ 解説編	那覇市教育委員会文化課
〃	歴史散歩マップ 那覇まーい	〃
〃	歴史散歩マップ 首里まーい	〃
〃	歴史散歩マップ 小禄まーい	〃
〃	なあふあぬんかしばなし	〃
〃	しゅいぬんかしばなし	〃
〃	まあじぬんかしばなし	〃
〃	うるくぬんかしばなし	〃
〃	ハワイ移民をめぐる〈読谷村史研究資料8-2・No.12〉	読谷村史編集事務局
〃	戦争及び紛争関係収集図書目録〈読谷村史研究資料6-7・No.13〉	〃
〃	字誌づくりの意義について〈読谷村史研究資料1-2・No.14〉	〃
〃	読谷村史編集室収集資料目録〈読谷村史研究資料1-3・No.15〉	〃
〃	「官報」読谷村関係記事目録〈読谷村史研究資料3-2・No.16〉	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
6月5日	楚辺PW収容所関係資料〈読谷村史研究資料6-7・No17〉	読谷村史編集事務局
〃	石垣市史のひろば 第17号	石垣市史編集室
〃	竹富町史だより 創刊号	竹富町史編集室
〃	那覇市史だより 第40号	那覇市企画部市史編集係
〃	ハワイ琉歌会創立十周年記念誌 微風	西原 栄正（浦添市）
〃	ハワイ琉歌会同人集〈創立満五周年記念〉	〃
〃	在ペルー邦人75年の歩み〔1899年-1974年〕	〃
〃	アンデスへの架け橋〈日本人ペルー移住八十周年記念誌〉	〃
〃	江戸時代の産業と技術〈国立公文書館内閣文庫所蔵資料展〉	国立公文書館内閣文庫
〃	琉球・小笠原の地誌と地図〈国立公文書館内閣文庫所蔵資料展〉	〃
〃	中世を歩く〈日本歴史探検2・れきはく案内〉	長間 安彦（浦添市）
〃	近世に生きる〈日本歴史探検3・れきはく案内〉	〃
〃	浦添市高齢者生活実態・意識調査報告〔第Ⅰ巻全老人〕	浦添市福祉部保険予防課
〃	浦添市高齢者生活実態・意識調査報告〔第Ⅱ巻要援護老人〕	〃
〃	琉歌でつづる鳴響む浦添 琉歌百選集	浦添市教育委員会
〃	沖縄県立図書館 八十年の歩み展	沖縄県立図書館
〃	沖縄県立図書館協会誌 12号	沖縄県立図書館協会
〃	沖縄県立図書館所蔵一般雑誌の沖縄関係記事索引〈平成2年度〉	沖縄県立図書館
7月7日	消防年報うらそえ〈昭和57年〉	浦添市消防本部
〃	すくみち 第24号	今帰仁村歴史文化センター準備室
〃	歴史と実践 第14号	沖縄県歴史教育者協議会
〃	線装書目録	国立中央図書館台湾分館
〃	沖縄県歴史の道調査報告書Ⅸ-久米島及び周辺諸島の道	沖縄県教育委員会
〃	地域と文化 71号	ひるぎ社
〃	なきじん研究 2	今帰仁村歴史文化センター準備室
〃	宮城が語る沖縄戦〈南風原町沖縄戦戦災調査3〉	南風原町教育委員会
〃	津嘉山が語る沖縄戦〈南風原町沖縄戦戦災調査4〉	〃
〃	与那覇が語る沖縄戦〈南風原町沖縄戦戦災調査5〉	〃
〃	南風原陸軍病院	〃
〃	甲木与一郎先生収集史料目録〈柳川古文書館史料目録第3集〉	九州歴史史料館分館柳川古文書館
〃	阿部家・武松家文書目録〈柳川古文書館史料目録第4集〉	〃
〃	地方文化の復権5 沖縄	高良 倉吉（那覇市）
〃	戦後宮古のあゆみ	平良市総合博物館
〃	平良市総合博物館年報 2号〈平成2年度〉	〃
〃	沖縄女子短期大学紀要 第8号	沖縄女子短期大学紀要
〃	地域文化研究第7号〈地域文化研究所紀要〉	梅光女学院大学
〃	文化課10年のあゆみ〈記念誌〉	浦添市教育委員会文化課

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
7月10日	収集諸家文書目録・II〈柳川古文書館史料目録第5集〉	九州歴史資料館分館柳川古文書館
7月24日	沖縄県史料・近代5 自明治32年至明治39年・移民名簿I	沖縄県立図書館史料編集室
7月26日	史料編集室紀要 第17号	〃
〃	閃光の中で－沖縄陸軍病院の証言	具志 八重（那覇市）
〃	屋我地の民話〈名護市史叢13〉	名護市史編さん室
〃	宮城真治 自らを語る－私・家族・学校〈名護市史研究資料42〉	〃
〃	世界を拓いた先人たち－戦前期名護市出身海外移住者名簿	〃
〃	すくみち 第25号	今帰仁村歴史文化センター準備室
〃	特攻隊関係資料〈読谷村史研究資料6－9・No18〉	読谷村史編集事務局
〃	読谷村史編集室収集資料目録2〈読谷村史研究資料1－4 No19〉	〃
〃	喜名の民話〈読谷村民話資料集2〉	読谷村教育委員会
〃	儀間の民話〈読谷村民話資料集5〉	〃
〃	渡慶次の民話〈読谷村民話資料集7〉	〃
〃	高志保の民話〈読谷村民話資料集8〉	〃
8月1日	市勢年表いしがき〈石垣市制施行40周年記念誌〉	石垣市役所
〃	市制施行45年のあゆみ いしがき－写真・資料	〃
〃	読谷村立歴史民俗資料館紀要 第16号	読谷村立歴史民俗資料館
〃	Southern Review No.6	沖縄外国文学会
〃	伊達文庫目録〈特殊文庫目録3〉	宮城県図書館
〃	沖縄協会資料室資料目録	財団法人沖縄協会
〃	郷土関係図書目録	本部町司書等連絡協議会
9月7日	沖縄法学 第19号	沖縄国際大学法学会
〃	沖縄法学 第20号	〃
〃	屋部のウシヤキ〈プーミチャーウガ－ミ〉	名護博物館
〃	屋我地地区の墓〈名護市墓分布形態調査報告書3〉	〃
〃	ぶりてい 名護博物館年報7号	〃
〃	ぶりてい 名護博物館年報8号	〃
〃	ぶりてい子ども博物館〈平成3年度〉	〃
9月8日	沖縄県立芸術大学美術工芸部紀要 第5号	沖縄県立芸術大学
〃	沖縄県立博物館紀要 第18号	沖縄県立博物館
10月1日	群星〈沖縄エッセイストクラブ作品集②〉	沖縄エッセイストクラブ
〃	月桃〈沖縄エッセイストクラブ作品集③〉	〃
〃	或る韓国人の沖縄生存手記	弓削 正巳（奄美大島）
〃	身近な地域学習帳 奄美	〃
〃	三十年のあゆみ〈奄美医療生活協同組合南大島診療所〉1961～1991	〃
〃	島の根 No.27	鹿児島県立博物館奄美分館
〃	大正七年 鹿児島県大島群統計書〈奄美史料21〉	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
10月1日	みずの道30年〈通水30周年記念誌〉	浦添市水道局
〃	山原と蔡温	中村 誠司（名護市）
〃	羽地大川修補日記（読み下しー暫定版）〈名護市史研究資料70〉	名護市史編さん室
〃	沖縄 戦争と女性	那覇市女性室
〃	県立博物館総合調査報告書VI 与那国島	沖縄県立博物館
〃	沖縄県立芸術大学美術工芸学部紀要 第5号	沖縄県立芸術大学
10月15日	国頭村海外移民史 本編	国頭村役場
〃	国頭村海外移民史 資料編	〃
〃	世界に誇る琉球王朝文化遺宝展	浦添市美術館
〃	沖縄・医の風景〈おきなわ文庫62〉	ひるぎ社
〃	奄美博物館紀要 第2号	奄美博物館
〃	奄美博物館展示図録	〃
〃	奄美博物館館報 第2号	〃
〃	法政 1992・9	安岡 昭男（東京都）
〃	伊姓安富祖家譜訳注 付・惣慶家譜抄訳注、浮縄雅文集抄	屋部憲次郎（那覇市）
〃	琉球書道資料集成（1）	〃
〃	藍藍的泉州湾	陳 日昇（中国）
〃	名城詩歌選萃〈第三巻〉	〃
〃	刺桐賦	〃
〃	泉州	〃
〃	平良市総合博物館年報 No.2	平良市総合博物館
〃	第1回先島文化交流会議報告書	仲宗根将二（平良市）
〃	沖縄文化研究 19	法政大学沖縄文化研究所
〃	琉球救国請願書集成〈沖縄研究資料13〉	〃
10月30日	平和の炎 第5回読谷村平和創造展－平和郷はみんなの手で	読谷村役場
〃	一豊とその妻	岸 秋正（東京都）
〃	沖縄大学紀要 第9号通巻29号	沖縄大学教養部
〃	沖大経済論叢 第16巻第1号	沖縄大学経済学会
〃	沖大法学 第13号	沖縄大学法学会
〃	楚辺の民話〈読谷村民話資料集11〉	読谷村教育委員会
〃	読谷村立歴史民俗資料館年報 第17号	読谷村立歴史民俗資料館
〃	読谷村立歴史民俗資料館紀要 第16号	〃
〃	市報ぎのわん〈縮刷版第3集〉	宜野湾市
〃	市報ぎのわん〈縮刷版第4集〉	〃
〃	戦後新聞記事目録第1集（琉球新報） 昭和20年～昭和30年	名護市史編さん室
11月11日	生活文化研究所年報 第1輯	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所
〃	生活文化研究所年報 第2輯	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
11月11日	生活文化研究所年報 第3輯	ノートルダム清心女子大学生活文化研究所
〃	生活文化研究所年報 第4輯	〃
〃	生活文化研究所年報 第5輯	〃
11月26日	ヤブチ式土器と屋慶名村の誕生－往古の行為論で学ぶ新與勝風土記（上）	水野 益継（与那城村）
〃	ヤブチ式土器と屋慶名村の誕生－往古の行為論で学ぶ新與勝風土記（下）	〃
〃	石垣市史叢書3「富川親方八重山島諸村公事帳」	石垣市史編集室
〃	甦る首里城	沖縄銀行
12月3日	島尻地域の観光を考える	財団法人沖縄協会
〃	南島・沖縄の建築文化－その1・地域的個性と現代の課題〈住宅建築別冊・40〉	安仁屋真現（浦添市）
〃	南島・沖縄の建築文化－その2・今日の住まい30題と伝統民家論〈住宅建築別冊・41〉	〃
〃	第82回浦添市議会定例会会議録・第96回浦添市議会臨時会会議録	浦添市議会
〃	竹富町史だより 第2号	竹富町史編集室
〃	すくみち 第27号	今帰仁村歴史文化センター準備室
〃	外務省外交史料館移民関係史料目録〈読谷村史研究資料8－3・No20〉	読谷村史編集事務局
〃	台湾文献書目解題 地図類（一）	国立中央図書館台湾分館
〃	台湾文献書目解題 族籍類（一）	〃
〃	台湾文献書目解題 公報類（一）	〃
〃	日文中国研究資料目録	〃
〃	館蔵外交期刊目録	〃
〃	沖縄県立図書館所蔵「貴重資料展示目録」	沖縄県立図書館
12月10日	南洋紀行・赤道を背にして〈復刻版〉	今泉裕美子（東京都）
〃	昭和初期よりの保良風俗史	松川 寛良（浦添市）
〃	西郷隆盛年譜	山田 尚二（鹿児島県）
〃	西郷南洲顕彰会・賛助会員名簿	財団法人南洲顕彰会
〃	敬天愛人 第10号特別号	〃
〃	水のいまむかし〈写真集〉	沖縄の水研究会
〃	創立20周年記念誌	沖縄県生コンクリート協同組合
〃	対馬丸 The Tsushima-maru	大城 立裕（那覇市）
〃	美ら島・わがまち・ふるさと	沖縄県総務部
〃	北谷町史 第3巻 資料編2・民俗（上）	北谷町史編集室
1993・1・8	おきなわ写真のあゆみ〈沖縄県写真協会10周年記念誌〉	沖縄県写真協会
〃	三州上ノ郷戦記	小林林之助（愛知県）
〃	歌見誠一童謡集	〃
〃	鹿児島県史料 旧記雑録・拾遺家わけ三	鹿児島県歴史資料センター黎明館
〃	写真図説・日本の侵略	大月書店
〃	上代日本と女性	岸 秋正（東京都）
〃	雨月物語・椿説弓張月	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
1993・1・8	首里城 Architectural Manual	沖縄総合事務局
〃	今、ふるさを語る	沖縄県総務部地方課
〃	海、島、そしてふるさと	沖縄県総務部地方課
〃	感想文集・ひめゆり 3号	ひめゆり平和祈念資料館
〃	南日本風土記	比嘉美津子（浦添市）
〃	起テ沖縄男子（初版）	与那嶺思郎（鹿児島県）
〃	庶民教科書としての六論衍義（初版）	〃
〃	琉球古来の数学と結縄及記標文字（初版）	〃
〃	思出の沖縄	浦添市図書館資料係
〃	球陽・第1冊〈巻之一～巻之三〉	与那嶺思郎（鹿児島県）
〃	琉球教育史〈普及叢書第2号〉	浦添市図書館資料係
〃	環境白書〈昭和63年度〉	沖縄県環境保健部
2月17日	北谷町史 第5巻（上） 北谷の戦時体験記録	北谷町史編集室
〃	北谷町史 第5巻（下） 北谷の戦時体験記録	〃
〃	沖縄県議会史 第12巻・資料編9	沖縄県議会
〃	旧中城御殿関係資料集	沖縄県立博物館
〃	仲宗根山戸日記②・1945年11月～1946年12月〈沖縄市史資料集3〉	沖縄市史編集事務局
〃	風水とデザイン〈住空間の冒険4〉	中生 勝美（神奈川県）
〃	統計うらそえ 第24号	浦添市役所総務課
〃	私たちの中城村〈中城ミニ事典〉	長間 安彦（浦添市）
〃	図説・琉球王国	高良 倉吉（那覇市）
〃	八重山の気象と自然暦	大仲 治夫（那覇市）
〃	八重山野鳥の会10周年記念誌	〃
〃	銘苅古墓群（南地区）〈ニュースNo.1〉	那覇市教育委員会
〃	南科研資料センター報告 No.49	鹿児島大学
〃	鹿児島湾〈鹿児島大学南方科学研究委員会総合研究〉	〃
〃	おきなわ用地 第17号	沖縄総合事務局
〃	二助翁幼少時作文集	名嘉 孝栄（糸満市）
〃	放送利用の大学公開講座に関する実施報告書〈平成1年度〉	琉球大学学生部
〃	放送利用の大学公開講座に関する実施報告書〈平成2年度〉	〃
〃	放送利用の大学公開講座に関する実施報告書〈平成3年度〉	〃
〃	第13次沖縄農林水産統計年報〈昭和58年～59年〉	沖縄県農林水産課
〃	図説・沖縄の農業構造〈昭和61年〉	〃
〃	農業関係統計資料総括統計表	沖縄県農林水産部
〃	農水関係統計資料〈昭和55年〉	浦添市役所農林水産課
〃	ボーダレス時代の沖縄経済に関する提言	沖縄経済同友会
〃	玉城朝薫の墓調査報告書〈浦添市文化財調査報告書〉	浦添市教育委員会文化課

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
2月17日	沖縄・浦添の文化財〈蒲群市制35周年記念・博物館開館10周年記念特別展〉	浦添市教育委員会文化課
〃	広報 なきじん縮刷版〈1号〜100号〉	今帰仁村
2月25日	沖縄社会教育史料(第1集)―戦後社会教育法制	小林 文人(東京都)
〃	沖縄社会教育史料(第2集)―社会教育行政・財政	〃
〃	沖縄社会教育史料(第3集)・証言―戦時下及び戦後初期占領下の社会教育に関する実証的研究	〃
〃	沖縄社会教育史料(第4集)―戦後奄美の社会教育	〃
〃	沖縄社会教育史料(第5集)―占領下沖縄の社会教育・文化政策	〃
〃	沖縄社会教育史料(第6集)―宮古・八重山の社会教育・研究報告	〃
〃	沖縄社会教育史料(第7集)―戦争と社会教育	〃
〃	創立35周年・創立55周年記念誌(複製版) 浦添市立仲西小学校	仲里 邦彦(浦添市)
〃	経済と社会 第9号	沖縄経済学会
3月4日	尚家継承・琉球王朝文化遺産	沖縄県立博物館
〃	八重山の芸能〈おきなわ文庫64〉	ひるぎ社
〃	謝花雲石	沖縄県立博物館
〃	沖大論叢〈第2巻第1号〉	浦添市立図書館資料係
〃	沖大論叢〈第6巻第1号〉	〃
〃	沖縄歴史研究 6号〈近・現代史特集〉	〃
〃	雄飛 39号〈ブラジル移民青年隊着伯25周年記念〉	〃
〃	鉄〈日本古代文化の探求〉	〃
〃	九州蝗逐風土記	末永 一(福岡県)
〃	佐賀県立九州陶磁文化館研究紀要 第2号	佐賀県立九州陶磁文化館
〃	興南研究紀要 第3号〈昭和49年〉	浦添市立図書館資料係
〃	経済と社会 第7号	沖縄経済学会
〃	経済と社会 第8号	〃
〃	沖縄経済の現状〈1965年〉	浦添市立図書館資料係
〃	沖縄経済の現状〈1966年〉	〃
〃	沖縄経済の現状〈1968年〉	〃
〃	沖縄農業の現状〈1955〜1967年度〉	〃
〃	沖縄農林漁業の動向〈昭和58年〉	〃
〃	沖縄農林漁業の動向〈昭和60年〉	〃
〃	浦添市民と社会教育〈昭和59年度〉	浦添市教育委員会
〃	浦添市総合計画 基本構想・基本計画〈昭和55年〉	浦添市役所企画調整室
〃	秘録・謀略宣伝ビラ 太平洋戦争の“紙の爆弾”	浦添市立図書館資料係
3月23日	焼内ぬ親がなし	宇検村教育委員会
〃	奄美の豪族伝説・与湾大親―宇検村白井家文書	〃
〃	宇宿戦浜遺跡	笠利町歴史民俗資料館
〃	節田湊金久・万屋下山田遺跡〈笠利町文化財報告No13〉	〃

受付月日	書名	寄贈者・寄贈機関
3月23日	笠利町歴史民俗資料館「館報」第8号	笠利町歴史民俗資料館
〃	笠利町歴史民俗資料館「館報」第9号	〃
〃	奄美考古 第2号	長間 安彦（浦添市）
3月23日	奄美考古 第3号	〃
〃	糸満アンマー〈おきなわ文庫50〉	加藤 久子（神奈川県）
〃	やちむん 第11号〈復帰20周年記念特別号〉	垣花 稔（那覇市）
〃	沖縄ノート1〈共同研究・南島における民族と宗教〉	宮城学院女子大学キリスト教文化研究所
〃	沖縄ノート2〈共同研究・南島における民族と宗教〉	〃

「大和口上」について

小野 まさ子

浦添市立図書館沖縄学研究室では、その限られた予算の中で、沖縄関係の資料の収集・購入・保存の活動を行なっているのであるが、一九九四年度は「大和口上」という資料を購入した。そこでこの史料を翻刻して、若干の解説を付してみようと思う。

本文書は、表紙に「大和口上」と題の付けられた、全十六丁の文書である。中は一帖目に「翁廷棟玉城親方盛林 文政元―六年 大和口上 賀広」とあり、二帖目の前半に琉歌と思われる歌が二首入り、すぐにその後半から口上の文が始まる。その文はくずし字ではない。そして十五帖の後半一行目で文が終わり、また琉歌が二首で締め括られているが、さらにその後十六丁目に「伊波普猷氏旧蔵 県立沖縄図書館蔵 昭和十年四月二八―九日写 吉町義雄」と記されている。

これらの情報から、本文書は、伊波普猷の旧蔵本で、さらに戦前の沖縄県立図書館蔵であることがわかる。戦前の県立沖縄図書館は伊波普猷が図書館長として、学校外の学習機関であること、そして郷土史料の宝庫、郷土研究の中心となることをめざして、史料収集を行ない、保存・閲覧の場としたところであった。その郷土史料の冊数は一九二三年末には四千五百六十冊におよび、一九二四年（大正十三年）には自らがその

凡例も記している『琉球史料目録』を刊行している。この『琉球史料目録』は一九八二年に法政大学沖縄文化研究所の沖縄研究資料2として復刻刊行されているが、本「大和口上」は『琉球史料目録』にも、そしてその後伊波から館長の職と共に、郷土史料の継続収集を任された真境名安興によって一九二九年（昭和四年）に刊行された『琉球史料目録』第二版にあたる『郷土史料目録』にも入っていない。しかし同様に沖縄研究資料2に所収の刊行予定未刊の真境名安興らの草稿である第三版の中に入っており（著訳編者名翁廷棟玉城親方盛林、出版年月日文政元―六年、分類九九五、番号七〇、冊数一、表装和）となっている。しかし目録の中には「賀広」という最後の名前と思われる人物のことはでていない。なお、九九五は琉球文学・琉球語の項目である。

第三版の草稿成立の年は未定ではあるが、この史料が昭和四年以降、真境名安興の亡くなる昭和八年までの間に作成されたものと考えられるならば、本文書は沖縄図書館に収集され、三代目の館長である島袋全発の下で、吉町義雄氏によって筆写されたものと考えられる。伊波から真境名そして島袋と三代の館長の手を経ながら、現在にはこの写ししか残っていない史料である。

では、この史料の著者と思われる翁廷棟玉城親方盛林とはどういう人物であったのだろうか、彼はちょうど本文書の二帖目に書かれている文政元年（一八一八年）―文政六年（一八二三年）の間、首里王府の三司官職にあった。また彼の一門である翁宏烈伊舎堂親方盛元も同様に文政四年（一八二一年）―文政十一年（一八二八年）まで三司官職にある。

ただ残念ながら家譜が残っていないので、その関係を確定することが出来ない。しかし、『中山世譜附卷五』によると、玉城親方盛林は、三司官

に就任する以前、嘉慶十六年（一八一一年）島津斉興の承統の慶賀、馬艦船二隻の五島への漂着、伊平屋島船の松平出羽守領への漂着、それらの保護・送還への謝恩等を兼務して、年頭慶賀使として六月九日に薩摩へ赴き、翌年十月十八日の帰国まで、約一年半も滞在しているし、また翁宏烈伊舎堂親方盛元も嘉慶二十二年（一八一七年）に同様に様々な兼務事項と共に、年頭慶賀使として、薩摩へ赴いている。しかし「賀広」については、人名ではないかと思われるものの、その名乗り頭が「賀」であることから、薛姓の一門ではないかと推測するばかりで、確認することが出来ない。

そこで著者の件、史料の時代等の確定が可能であるのか、「大和口上」の内容を見ながら、考えてみたい。

まずは、内容を概略すると、先に触れた県立沖縄図書館目録第三版（草稿）で、琉球文学・琉球語の分類に付されていたように、使用してある言語にたいへん特徴がある。といっても、それは琉球語または琉球方言ではなく、文中に「どしこ」、「御座り申ス」、「御座ッタロ」とかの言葉があることから、薩摩方言である。薩摩での会話が、内容のみでなく、会話そのものとして記載されている。そして、その形式は、久しぶりの出会いを喜ぶ挨拶に始まり、役人の上下関係での話というより、親しい者同志の会話のようである。しかし一問一答形式で、首里・那覇（久米を含む）・泊の総廻や村名・村数・人口・世帯数、それに王子・按司・親方・親雲上の家名・家禄等、士族の状況、そして他の地域はなく、両先島といわれる宮古島・八重山島の村名・人口・世帯数、そして税納状況、特に御用布の数量がたいへん詳しく記されている。琉球語の分類に入れるよりは、経済等の項目、または雑に入れるほうが適当のような文書で

ある。

では、文書の記録年代は一九世紀初めの玉城親方盛林の時代と考えていいのだろうか、その手掛かりは文書中に士族の家禄記にある。この家禄記には摂政宜野湾王子、三司官に与那原親方・玉城親方・伊江親方となっており、宜野湾王子は文化十四年（一八一七年）〈文政三年（一八二〇年）〉までの摂政であった尚容宜野湾朝祥、与那原親方は文化二年（一八〇五年）〈文政三年（一八二〇年）〉の三司官馬異才与那原親方良広、玉城親方は文政元年（一八一八年）〈文政六年（一八二三）〉の三司官翁延棟玉城盛林、伊江親方は文化十二年（一八一五年）〈文政九年（一八二六年）〉の三司官向承訓伊江親方朝安である。この四人が重なっているのは、文政元年（一八一七年）〈文政三年（一八二〇年）〉の僅か三年しかない。とすれば、他の数字もこの時代を表していると考えてよいのではなからうか。

しかし、依然としてこの史料が何のためにだれによって記録されたかは、解明されない。仮定としては、玉城親方盛林が一門の伊舎堂親方盛元の一八一七年の薩摩への年頭使者としてのマニュアルとして、過去の自身の例を参考に著したものか、または盛元が同様の理由で著した可能性がある。賀広がどのように関わるのかは、これも不明である。ただ、県立沖縄図書館の建設に尽力した岸本賀昌らとの関係が確かめられれば、伊波が本文書を手に入れた経過を追えるのかもしれないが、現時点では不明である。

では記載されている内容は、どうであろうか。一例として首里を見てみると、村名が明治六年の「琉球藩雜記」と村名・数ともに同じである。そこで「藩雜記」に近い情報をもつ記録のようであるが、那覇が久米村

を含んでいること、また真和志間切が記録としてないことなど、大分違う面も多いし、ことに両先島の村名になると、「藩雜記」の記述とは変わり、「明治十三年統計概表」の情報に近いものになってくる。それは人口においても言えることで、首里の場合、三万八千六百八十三人と、「藩雜記」の四万四千九百八十四人には及ばないが、「明治十六年沖縄県統計」の二万四千四百二十二人よりはるかに多く、これも「藩雜記」に近い数となっている。が、村名と同様に、両先島に関しては、八重山一万五千二百五十三人、宮古島が二万八千七百四十三人と、「藩雜記」よりも多く、また「明治十三年統計概表」に比しても、八重山で二千人、宮古で三百人程多い。明和の大津波以降の人口減少にも矛盾しており、数が細かいにもかかわらず、根拠のはっきりしない、村名・人口の面では、その使用に気をつけねばならない史料である。しかし、本文書の両先島の御用布の種類・数量の明細に関しては、一概に人口等と同様に考えるのは保留しておきたい。それは数少ない、十九世紀初頭の貢納布関係の史料だからである。同様の史料は、旧慣租税制度の中や、「藩雜記」をみてもあるのだが、それらの史料に引き継げるような近世期の史料は、「御財政」など非常に限られている。それを埋めうる史料であるかは、さらに検討してみる必要がある。

以上のように、玉石混淆の史料である。しかし本文書をもって薩摩へどのような琉球の状況を伝えようとしたのか、細かく分析していくと、薩摩と琉球間の情報の駆け引きなどもわかるのではないだろうか。様々な角度から検討を加えていただいて有効に利用してほしい。また、調査不足で吉町義雄という人物が確定できなかった。もし、知っていらっしゃるならば、合わせてご教示願いたい。

補足

史料解題の最後に、調査不足の件を記したが、校正の段階で琉球大学の池宮正治先生より提供の資料があったので、一部を掲載して補足とする。

本文書は、現在は写ししか残っていないと書いたが、本史料の文書は、それを筆写したと書いてある。昭和十年より二年前の、昭和八年七月七日付けで、吉町義雄によって『方言』の第三巻二号に「大和口上 百十年前の鹿児島方言資料か」として資料全文とその解題が掲載されていた。その解題中に、吉町義雄という人物が、九州方言の研究者であること、東条操の教示により本文書の所在を知ったこと、また原資料は当時から所在不明で、伊波普猷提供のものは、複写であったことが記されている。

また、内容についても、次のことがわかった。まず現在家譜のない玉城親方盛林と、賀広についてである。吉町はこれらを尚侯爵家図書係に頼んで調べている。その内容によると、玉城親方は童名思加那、号が成貞、乾隆三十二年（一七六七）十一月二十八日生、道光二十四年（一八四四）十月三日卒、そして賀広は、見つからなかったのか、岸本親雲上賀孝だろうという答を得ている。そうすると、童名真三良、義叟全忠、唐名が薛聯璧、乾隆三十一年（一七六六）九月五日生、道光十年（一八三〇）八月二十六日卒になる。

最後に、資料の提供、および前後の琉歌の不読部分をご教示いただいた琉球大学教授池宮正治先生に感謝申し上げて終わりとする。

大和口上

翁廷棟玉城親方盛林

文政元〜六年

大和口上

賀広

心には難波の事あらふとも
人のあしきないはさるよし
女の寄合のちや人事いふむ
女集まりや人ことのおほき
物よおめつみれは□んたるむ

一 久シヲニ御目ニ掛った、御替なふ御早着、目出とふ御座る
一 久シヲニ御目ニ掛り上申た、益御勇健で、目出とふ御座り申ス
一 今度ハ何日之御船中て御座ったろ
一 那霸川から去ル九日之朝五ツ時分出帆仕申た、そら勝れも順風て御座り申たて、翌十日之晩には大島をほのかに見掛ケ申て、十一日之昼過ニハ七島を走せ、祇九等ニ申ニ、早ふ御座り申シテ、其夜中ニ黒島を走せ通り申て、十二日之八ツ過ニは、直山川参着仕申た

一 是レハおふのヨイ事、其様ナ順風ハめつたにやなひ筈ぢや
一 左様て御座り申ス、船中之者共ニも、ケ様之順風ニハた、一度か大和下リニ逢たと云事て御座り申ス、三百八十里之渡海、コノ様ニ御座り申せハ、船而遊び同前と、皆申事て御座り申ス
一 今日ハヨイ時緩と御断いたしとふ御座るか、また外ニもおぢやらんにならん所か御座るろ
一 イやもう外ニ参り申所ハ御座り申さん、別而ありかとふ御座り申ス
一 左様なら仕合ぢや、さあ広帯も取りやつて緩と御かたひやり、私も袴は取り申そふ
一 ありかたふ御座り申ス
一 御前ニ一ツ習ひたひものか御座るはひ
一 首里之惣廻ハ、どしこ御座り申スカ
一 惣廻ハ、式里壳合三勺七才御座り申ス
一 御城元之惣廻ハ、どしこ御座り申スカ
一 城元ハ九町廻り御座り申ス
一 首里村数、どしこ御座り申スカ
一 真和志之平等、南風之平等、西之平等と申て三段に分つてをり申ス、其内真和志平等之村数か、山川・真和志・大鈍川（大鈍川？）・与那覇・立岸・町端・寒水川・内金・金城と申て、九ヶ村御座り申ス
一 南風之平等之村数か、当蔵・大中・桃原・赤田・崎山・鳥小堀と申て六ヶ村御座り申ス
一 西之平等之村数か、下儀保・上儀保・汀志良次・赤平・久場川と申て五ヶ村御座り申ス、三平等て村数合シ申せハ、二十ヶ村御座り申ス
一 首里士以上之家部ガ幾つ御座り申スカ

一王子家部が宜野灣王子・美里王子・羽地王子・浦添王子、四家部御座り申ス、宜野灣王子・美里王子ハ直ノ王子て御座り申ス、宜野灣王子ハ攝政之任職て知行高カ六百石御座り申ス、美里王子ハ四百石御座り申ス、羽地王子・浦添王子ハ本按司家部にて御座り申た所カ、此跡御国元江王子使者被差登申た時、王子之位イニ昇進被致申たとも、浦添王子ハ半途ニ致病氣申て、大和ハ得登り申さん、其代り羽地江被申付申た、其時羽地も王子之位イ昇進いたし申た事て御座り申ス、知行高ハ羽地王子カ三百石御座り申ス、浦添王子も三百石御座り申ス

一按司家部カ二十家部御座り申ス、其内今帰仁按司・義村按司・読谷山按司此三人ハ知行高三百石御座り申ス、國頭按司・大村按司・本部按司此三人ハ二百石御座り申ス、豊見城按司ハ百九十石御座り申ス、金武按司・与那城按司・真壁按司・具志川按司此四人ハ百五十石御座り申ス、玉城按司・玉川按司・小祿按司此三人ハ百石御座り申ス、喜屋武按司・高嶺按司・大宜味按司・護得久按司・伊江按司・大里按司此六人ハ八拾石御座り申ス、名護按司・仲里按司・勝連按司此三人ハ四拾石御座り申ス

一同じ一ツ家部ニ知行高カ多少御座り申スハ、どふしたことで御座り申スカ

一是ハ家之代數、又ハ先祖以来之勤功次第二段々少ク御座り申ス

一惣地頭家部ガ三拾五家部御座り申ス、其内与那原親方・玉城親方・伊江親方此三人ハ三司官任職にて、知行高四百石御座り申ス、湧川親方・池城親方・宮平親方・小祿親雲上・嵩原里主・國頭里主・具志頭里主・譜久山里主此拾貳人ハ、八拾石御座り申ス、知念親方ハ六拾石御座り申ス、伊野波親方ハ五拾石御座り申ス、田場親方・伊舎堂親方・座喜

味親方・兼城親方・勝連親雲上・西平親雲上・森山親雲上・東風平親雲上・譜久村里主此拾八人ハ三拾石御座り申ス、大城親雲上・上間親雲上・久志親雲上・宜野山親雲上此四人ハ三拾石御座り申ス、摩文仁親雲上・富川親雲上・仲田此四人ハ貳拾石御座り申ス

一二方持之脇地頭部カ百二家部御座り申ス、其内何々親方此五人ハ、知行高八拾石御座り申ス、何親方ハ五拾石御座り申ス、何々親方・何々親雲上・何里主・何此貳拾二人ハ四拾石御座り申ス、何々親雲上・何里主此貳拾八人ハ三拾石御座り申ス、何々親雲上・何里主・何々此拾九人ハ貳拾石て御座り申ス、何々親雲上・何里主・何々此貳拾七人ハ拾五石御座り申ス

一一方持之脇地頭家部ガ、百九家部御座り申ス、何々親雲上・何々里主・何筑登之・何々右之人数ハ、一方持之脇地頭と申て、知行高ハ御座り申さん

一王子家部・按司家部・惣地頭部・二方持之脇地頭家部、此四家部之知行高合し申たなら、どしこ御座り申スカ

一王子家部カ千六百石、按司家部カ三千百九拾石、惣地頭家部カ貳千八百七拾石、二方持之惣地頭家部カ貳千九百五拾五石、此四家部ノ知行高合し申せハ、壹万六百拾五石御座り申ス

一首里三平等で土方男女迄合し申せハ、幾人をり申スカ

一土方ガ幾人と六分ケハ存し申さんか、去ル五年成亥年之改帳見申せハ土百姓合し申て、真和志之平等カ壹万八千三百四拾貳人、南風之平等ニ而壹万貳千九拾五人、西之平等ニ而八千四百四拾六人、三平等合し申せハ三万八千六百八拾三となり申ス

一三平等にて家數ニ而どしこ御座り申スカ

一 真和志之平等之内、山川村ニ而七拾家、町端村ニ而三拾七家、高岸村（立岸村）ニ而貳拾六家、真和志村ニ而六拾貳家、大純川村ニ而五拾家、与那覇堂村ニ而四拾九家、寒水川村ニ而七拾家、金城村ニ而八拾貳家、内金城村ニ而八拾壹家合申せハ、五百三拾三家御座リ申ス

一 南風之平等之内、崎山村ニ而百六家、赤田村ニ而百拾三家、鳥小堀村ニ而百七拾家、当蔵村ニ而六拾四家、大中村ニ而七拾八家、桃原ニ而六拾五家合シ申せハ、六百三家御座リ申ス

一 西之平等之内、下儀保村ニ而八拾家、上儀保村ニ而四拾五家、赤田村ニ而五拾三家、汀志良次村ニ而百五拾家、久場川村ニ而七拾八家、合申せハ三百六拾壹家御座リ申ス、三平等惣様合申せハ、千四百九拾七家御座リ申ス

一 那覇・久米村之惣廻ハどしこ御座リ申スカ

一 壹里五合九才御座リ申ス

一 那覇ハ村数どしこ御座リ申スカ

一 西村・東村・若狭町村・泉崎村・久米村と申て、五ヶ村御座リ申ス

一 那覇ハ士以上之家部ニ而幾つ御座リ申スカ

一 久米村ニ而惣地頭家部ニ而ひと家部御座リ申ス、是ハ程順則名護親方之家跡て御座リ申ス、知行高ニ而貳拾石御座リ申ス

一 二方持之脇地頭家部ニ而貳拾四家部御座リ申ス、其内世名城親方ハ惣役之任職ニて、知行高ニ而八拾石御座リ申ス、何親方・何親雲上・何里主・何此四人ハ四拾石御座リ申ス、何々親方此三人ハ三拾石御座リ申ス、何々親方・何々・何里・何秀才此七人ハ貳拾石御座リ申ス何々親方・何秀才此 人ハ拾五石御座リ申ス

一 一方持之脇地頭家部ニ而拾八家御座リ申ス、何々親方・何々里主・何秀

才此外何々親雲上・何々筑登之と申て、一方持之脇地頭ニ而七人を取り申ス、此者共ハ親 此人 ハ御座リ申さん、居宅ニ而久米村ニ御座リ申スから久米村と申迄之事ニて御座リ申ス

一 西村ニ一方持之脇地頭家部ニ而何々親雲上・何筑登之・何々

一 東村ニ何々親雲上・何筑登之

一 泉崎村ニ何々抱主

一 那覇四町並久米村て男女合シ申たなら、幾人を取り申スカ

一 西村ニ而千九百三拾七人を取り申ス

一 東村ニ而千九百貳拾人を取り申ス

一 泉崎村ニ而三千百五人を取り申ス

一 若狭町村ニ而貳千六百八拾五人を取り申ス

一 久米村ニ而五千五百拾三人を取り申ス

一 五ヶ村合シ申せハ、壹万五千百六拾貳人を取り申ス

一 那覇四町並久米村ニ而家数ハどしこ御座リ申スカ

一 西村貳百五拾九家内御座リ申ス

一 東村ニ而百七拾四家御座リ申ス

一 泉崎村ニ而貳百貳拾三家御座リ申ス

一 若狭町ニ而貳百三拾貳家御座リ申ス

一 久米村ニ而三百五拾四家御座リ申ス

一 五ヶ村合シ申せハ千貳百四拾貳家御座リ申ス

一 泊之惣廻リハどしこ御座リ申スカ

一 九合七勺七才御座リ申ス

一 泊ハ村数どしこ御座リ申スカ

一 いやた、ひと村御座リ申ス

一 地頭持之家部も御座り申スカ

一 平敷親雲上と云ヲチひとりハをり申茶道勤之勤功ニて地頭所被下置申ス

一 泊村惣中之男女とも幾人をり申スカ

一 式千八百四拾一人をり申ス

一 家数ハ幾つ御座り申スカ

一 式百拾九家御座り申ス

一 八重山島ハ島之惣廻ルニどしこ御座り申スカ

一 惣廻ハ此以前ニも糾し申た所ニ而分りさん、流れは七里半、横広き所

ニ而四里半、狭き所ニ而百間程御座り申ス

一 高ハどしこ御座り申スカ

一 六千八百八拾壹石七斗四舛四勺壹才御座り申ス

一 現之納米ハどしこ御座り申スカ

一 八百六拾石七斗九升八六勺 才御座り申ス

一 頭高ハ男女共幾人をり申スカ

一 壹万五千貳百五拾三人をり申ス

一 家数ハどしこ御座り申スカ

一 三千四拾三家御座り申ス

一 村数ハどしこ御座り申ス(カ)

一 三拾壹ヶ村御座り申ス

小浜 西表 大浜 平得 上原 崎山 鳩間 南風見 白保 川平

宮良 古見 仲間 平久保 野底 真榮里 崎枝 高那 登野城

大川 石(垣カ) 新(川カ) 盛山 竹富 黒島 波照間 新城

名蔵 桃里 伊原間、其内、小浜 西表 上原 崎山 鳩間 南風見

古見 仲間 高那 竹富 黒島 波照間 新城十三ヶ村ハ離て御座り申ス

一 大和御用之反布ハ年々どしこ程登り申スカ

一 式千拾七反程登り申ス、其内

一 御三殿様御召料として式拾舛紺島布 六拾五反、御付届御用として島

上布ニ而百拾貳反・白細上布ニ而七拾壹反・島細上布ニ而三拾疋・白

細上布ニ而三拾疋・白上布ニ而四百六拾七疋・白中布カ三百五拾反・

白下布ニ而貳百八拾貳反疋・島上布ニ而百拾疋・島中布ニ而四百三拾

反・島縮布ニ而拾反・白縮布ニ而六拾反、御用次第年々増減而御座り

申せとも、先々此分ニ而御座り申ス

一 琉球ニカ年分之用高ハ年々どしこ程登り申スカ

一 九百四拾壹反程登り申ス、其内座用として

紺島布ニ而百反・式拾舛紺島布ニ而三拾反・拾八舛細上布ニ而拾反・

拾七舛白細上布ニ而貳拾反・島上布ニ而四拾反・白縮布ニ而四拾反・

白木棉布ニ而拾五反・細上布ニ而四百四拾疋・白中布ニ而貳拾反・白

下布ニ而貳拾反、御内原御用として式拾舛白地紺島布ニ而貳反、野嵩

御殿御用として 布貳反、佐敷御用として同布三反、大美御用として

貳反・白上布ニ而五疋・白中布ニ而五反・拾貳舛白木棉布貳反、御足

袋御用として同布三反、御内原並聞得大君御殿毎年御用として拾三舛

木棉布五反・白木棉布四拾五反、佐敷御殿・野嵩御殿として同布貳拾

五反、諸士御免詔として式拾舛紺島布ニ而五拾反・同白細上布ニ而拾

貳反、御仮屋御免詔として式拾舛紺島布ニ而拾反分て御座り申ス

一 出物御用布並琉球方用布合シ申せは、どしこ参り申スカ

一 式千九百五拾八反程参り申ス

一 久米島から年々登り申ス出物御用之反布ハどしこほと参り申スカ

一 御三殿様御召料並御付届御用として、島紬ニ而四百拾九反・白紬百六拾反、合シ申セハ五百七拾九反程登り申ス

一 琉球方用布ハ、年々どしこ程登り申スカ

一 一座用として島紬ニ而九拾壹反、御飯屋方御詔として式拾八反、合シ申セハ五百四拾四反程登り申ス、御用次第年々出入ハ御座り申すとも、先々此通ニ而御座り申ス

一 宮古島ハ島之惣廻ルニどしこ御座り申スカ

一 惣廻ルどしこ御座り申そふか、此以前ニも糾し申た所カ分り申さん流れハ七里拾貳町、横之広き所ニ而三里九町、狭き所ニ而十町と亥年帳留ニ見へてをり申ス

一 高ハどしこ御座り申スカ

一 壹万貳千 百拾七石五斗八舁三合七勺七才御座り申ス

一 納粟ハどしこ御座り申スカ

一 納粟ニ而千貳百四拾壹石九舁七合六勺四才御座り申ス

一 (頭高) ハ男女とも幾人をり申スカ

一 貳万八千七百四拾三人をり申ス、是れハ去ル六年

一 家数ハどしこ御座り申スカ

一 五千九拾家御座り申ス

一 村数ハどしこ御座り申スカ

一 三拾五ヶ村御座り申ス

西里 下里 東仲宗根 西仲宗根 落(荷) 川取村 野原村 長間
新城 比嘉 保良 平安名 友利 砂川 新里 富国 嘉手刈 上地
洲鎌 与那覇 川満 久貝 松原 狩俣 島尻 大浦 此二十五ヶ村

ハ地下ニて御座り申ス、東(米)間 永良部 仲地 国仲 佐和田 長浜 池間 前里 垣(塩カ) 川 仲筋 此十ヶ村ハ離て御座り申ス其

内前里・垣川両村ハ多良間島て御座り申ス

一 出物御用布と云ヲチ、大和江登り申ス反布ハ年々どしこ程参り申スカ
一 貳千貳拾四反程参り申ス、其内

一 御三殿様御召料として綾さひら九拾反、御付届御用として島紬上布ニ而百八拾九反、御物方御用として島紬上布ニ而三拾五疋・白紬上布ニ而式拾疋、御付届御用として白上布ニ而四百貳疋・白中布ニ而貳百九拾七反・白下布ニ而貳百三拾反、模合 並御付届御用として島上布ニ而六百拾五疋・島中布ニ而四百九拾 反、御物方並御隠居様御内輪御用として白縮布ニ而四拾五反、島縮布ニ而拾反、御用次第年々出入 御座り 先 此之分で御座り申ス

一 琉球方江年分て登り高ハ年々どしこ程御座り申スカ

一 千貳百七反程登り申ス、其内座用として式拾舁紺島紬上布ニ而貳拾五反・拾八舁紺地島紬上布ニ而四拾反・拾七舁紺地島上布ニ而貳百貳拾反・式拾舁白上布ニ而拾反・拾 舁白細上布ニ而拾反・拾七舁白細上布ニ而 反・拾式舁白木棉布而貳拾反・九舁白木棉布ニ而九拾反、御足袋御用として拾三舁白木棉布ニ而三反、御召御用として拾反、毎年御用として宮古蔵江上納ニ而拾五反、佐敷御殿・野嵩御殿御用として拾反、毎年御用として拾七舁紺地島紬上布式拾反、納殿御用として式拾舁紺地島紬上布式反、大美御殿御用として式拾舁白地紺島布式反・拾式舁白木棉布ニ而貳反・九舁之式拾反、佐敷御殿御用として式拾舁白地紺島布ニ而壹反・紺地布壹反、野嵩御殿御用として式拾舁白地紺島布壹反、諸士詔として式拾舁紺地島紬上布三拾八反、御飯屋 御免

詔として式拾三反、座用として白上布式百五拾疋・白中布百四拾疋、白下布式百五拾反、年分おらし申て先々此之分で御座り申ス

一 大和江登り申ス出物御用布並琉球方用布合シ申せハ、どしこ参り申スカ

一 八重山より式百七拾三反程多し、久米より式千百八反程多し

一 皆合申せハ三千式百三拾壹反程参り申ス

一 さて過 反数ぢやアノ様ナ 島之分カでは得弁兼申筈ぢやろ、とふした働て年々之御用全弁申スカ、至極不思議ニ存申スはひ

一 御尤ナ御尋で御座り申ス、誠小国、島とハ申しながら、跡々は人居も

ヲホ御座り申て女中ハひたすら御用布ニ差向ケ申スニヨツテ何楚差支ハ御座り申さんぢやったカ、先年津波以後疫癘飢饉之異変で、人居ニ

而小ふるり申て、当時ハ一統痛入申て、女中も日々之宮相掛ケ申て、

御用布調方至極難儀 事て御座り申ス、其上漸々紺布勝ニ相成、別而

調兼申ニヨツテ、来年御用布ハ当正月より おみ 取付申ス、さて

其おみ方之日賦り申た所が、一人で一日ニ式匆程漸クおみ取申ス事て一反でハ八拾日余相掛ケ申ス、埒明申さんニヨツテ役々不断村々走廻

下知方を以おみ江させ、そふして御用布座江寄せかす位苧筋等一々相

調部申て、紺地布かすハ藍染方申渡、染取次第又々同座江寄一々相調

部申て、八月比より織方取 申ス、そふして口織一尺程織申せハ、御

用布座江寄せ、在番・頭役々出席、御本図ニ引当一々相調部申て、

調部相済次第、日賦を以織方申渡申ス、そふして模様次第一日ニ四五寸或ハ七八寸織調申スニヨツテ、一反でハ七拾日余相掛り、漸ク織調

申ス、其内ハ在番をはじめ役々不断村々走廻り極々心配致して漸登り

船之間ニ合させ申ス事て御座り申ス、御召御用之細布織調方之次第、

先々此通ニて御座り申ス、先ニも申上申通り、跡々人居多ヲ御座り申たりとも、先年津波、疫癘飢饉等之差支、以来一統疲入申て、御召御用之細布ナンド織調申ス上手ハもう八九人ニハ過申さんから、別而難儀仕る事て御座り申ス

一 さて、それ程六ヶ敷シうあつと云コトハ、一切存申さんぢやった、年々過分ニ登り申ス反布ニて、兎角最安イ出来申筈と考ひてをり申たが大キニ違ひ申たヨ

一 八重山・宮古両島ニて出物御用之反布年々ニどしこ程参り申スカ
一 両島ニて四千四拾壹反程登申ス

絃返る弓の的いらなあちめ 上下の

御願誠ひとつ

急く蟹の穴にも入らぬ

周章ものですやわ□□^{（アタマ）}毀ふる

山ふきむしらん

闇路こゝろ

凡例

一 本文書の「大和口上」は、浦添市立図書館沖縄学研究室が所蔵しているものを翻刻したものである。

一 翻刻に際しては、本文が活字体に近いので、それほど手を加えずに行なつたが仮名文字のくずしや変体文字は現代かなづかいに近い形に直した。

〔本号執筆者〕 掲載順

又 吉 栄 喜	MATAYOSHI, Eiki	沖縄学研究室主査
仲 程 早 苗	NAKAHODO, Sanae	浦添市立図書館嘱託員
徳 元 剛	TOKUMOTO, Tsuyoshi	琉球王国評定文書編集嘱託員
長 間 安 彦	NAGAMA, Yasuhiko	沖縄学研究室嘱託員
宮 里 信 勇	MIYAZATO, Shinyu	浦添市教育委員会文化課主事
金 城 功	KINJYO, Isao	琉球王国評定所文書編集嘱託員
粟 国 恭 子	AGUNI, Kyouko	沖縄学研究室嘱託員
小 野 まさ子	ONO, Masako	沖縄県立前原高校補充教諭

1994年12月15日 印刷

1994年12月25日 発行

浦添市立図書館紀要

No. 6

編 集 浦添市立図書館

発 行 浦添市教育委員会

沖縄県浦添市安波茶151番地

PHONE (098) 876-4946

FAX (098) 875-1772

印 刷 文進印刷(株)

沖縄県浦添市屋富祖1-3-8

PHONE (098) 879-9303

